

# 犯罪被害者等支援の手引

～ 二次的被害防止のために～

第2版

平成30年(2018年)3月  
練馬区総務部人権・男女共同参画課

## 「犯罪被害者等支援の手引」第 2 版の発行に当たって

犯罪被害者等の方々には、犯罪そのものによって精神的、身体的、そして経済的に被害を受けるだけでなく、周囲の人からの配慮のない言動や中傷、捜査や裁判の過程、各種行政機関の窓口での対応、さらには過剰な報道などでも深く傷つくことがあります。これらは二次的被害といい、重大な人権侵害の一つです。

国は、犯罪被害者等の方々がかうした状況に置かれることを人権の観点から捉え、平成 16 年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、平成 17 年には「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。犯罪被害者等と密接に関わる国家公安委員会（警察庁）が平成 28 年 4 月に策定した「第 3 次犯罪被害者等基本計画」に基づき、関係府省庁と連携して、施策を進めています。

東京都は平成 20 年 1 月に策定した「東京都犯罪被害者等支援推進計画」により、総合相談窓口を設置しました。平成 28 年 2 月には「第 3 期東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等を社会全体で支える支援の実現に向け取組を推進しています。

区においては平成 21 年 3 月「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定、練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議を設置するなど、関係機関とともに犯罪被害者等への適切な支援実施と二次的被害の防止に努めてきました。

平成 22 年 2 月に発行した「犯罪被害者等支援の手引」は、区で働くすべての職員が犯罪被害者やご家族の立場を理解し、気持ちに寄り添い、区の窓口での二次的被害を防止すること、つぎに、警察や公益社団法人 被害者支援都民センターなどとも連携を図りながら、支援に繋げていくことを目的として作成しています。

今般、これまでの区の実践や国、東京都の犯罪被害者支援の動向などを踏まえ、本手引の内容を改訂・充実し第 2 版として発行いたしました。この手引を活用して、犯罪被害者等の方々安心して、相談やサービスが受けられるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

平成 30 年 3 月 練馬区総務部長

# 目 次

1	目的	1
2	犯罪被害者等とは	1
3	練馬の犯罪認知件数	2
4	犯罪被害者等の抱える様々な問題を理解する	2
(1)	犯罪被害者等の置かれた状況	3
	直接的被害	3
	二次的被害	3
	事件後に直面する状況	3
(2)	困難な状況の具体例	5
	心身の不調	6
	生活上の問題	8
	周囲の人の言動による傷つき～二次的被害～	9
	加害者からの更なる被害	11
	捜査、裁判に伴う様々な問題	11
5	捜査・裁判の流れを理解する	12
(1)	一般的な刑事手続の流れ	12
	捜査	12
	起訴	12
	裁判	12
	刑事手続と民事手続	13
	参考1 <一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>	15
	参考2 <少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり>	16
	参考3 <民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>	17
6	犯罪被害者等への対応の留意事項	18
(1)	犯罪被害者等対応の基本的な留意事項	18
	基本的な支援の流れ	18
	具体的な対応のあり方	19
	「被害相談カード」様式1	20
(2)	会話の留意点	23
(3)	対応者自身のケア	24
7	犯罪被害別の特徴と注意点	25
(1)	殺人事件等遺族への対応	25
(2)	暴力犯罪等により傷害を負った人への対応	28
(3)	交通事故に遭った人への対応	29

( 4 ) 性犯罪に遭った人への対応	31
( 5 ) 配偶者からの暴力を受けた人への対応	33
( 6 ) ストーカー行為等の被害に遭った人への対応	34
( 7 ) 虐待を受けた子どもへの対応	36
<b>8 組織の機能を活用した連携体制</b>	<b>39</b>
( 1 ) 施策担当窓口の設置	39
( 2 ) 区の組織連携により築く「総合的な対応窓口」	40
<b>9 (公社)被害者支援都民センターとの連携</b>	<b>40</b>
( 1 ) 都民センターについて	40
( 2 ) 基本的な連携の流れ	45
様式 3 記入例	47
( 3 ) 様式 3 の作成と情報提供の手順	48
<b>10 犯罪被害者等との対応事例の報告</b>	<b>52</b>
( 1 ) 犯罪被害者等への支援の統計記録について	52
( 2 ) 「犯罪被害者等相談報告書(様式 2)」による報告	52
様式 2	53
( 3 ) 「被害者支援都民センターへの情報提供書兼同意確認書(様式 3)」 による報告	54
様式 3	55
<b>11 その他関係機関等の相談窓口と事業</b>	<b>57</b>
( 1 ) 警視庁(警察署)による犯罪被害者等支援	57
( 2 ) 検察庁・東京保護観察所による支援	58
( 3 ) 人権侵害に関する相談	58
 (資料編)	 59
相談窓口一覧	60
犯罪被害者等基本法	78
練馬区犯罪被害者等支援基本方針	83
練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議設置要綱	85
練馬区個人情報保護条例第 16 条と外部提供記録票	88



## 1 目的

この手引きは、まず、区で働くすべての職員が犯罪被害者等の方々の立場を理解し、区の窓口での二次的被害を防止すること、つぎに、警察や民間団体等と連携を図りながら、区の犯罪被害者等支援を一層効果的に推進していくことを目的としています。

支援を推進するためには、区職員の一人ひとりが、高い意識と提供すべき各種サービスについての知識を持ち、どの窓口を起点としても被害者等が適切な支援につながるよう努めることが必要です。

## 2 犯罪被害者等とは

### 犯罪被害者等とは

犯罪被害者等とは、犯罪被害者等基本法（以下基本法）第2条2項で「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」をいいます。

### 犯罪等とは

犯罪等とは基本法第2条1項で「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう」とされており、交通事故を含みます。

### 犯罪とは

「犯罪」とは、刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味し、条例を含みます。

### これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とは

犯罪には該当しませんが、これに類する同様の行為であって、相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。

例えば、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食などの行為がこれに該当します。

### 3 練馬の犯罪認知件数

国内や都内における刑法犯の認知件数は、平成 14 年以降減少傾向にあります。練馬区でもここ数年の認知件数の総計は減少傾向にあります。

しかしながら、平成 28 年の自転車盗や万引きなど非侵入窃盗は未だ 3,888 件と多く、すべての種別を合計すると 5,348 件となっています。

【警視庁 市区町丁別、罪種別及び手口別認知件数】

年	総計	凶悪犯計	粗暴犯計	侵入窃盗計	非侵入窃盗計	その他計
26 年	7,640	26	230	299	5,795	1,290
27 年	6,344	21	226	299	4,650	1,148
28 年	5,348	24	207	220	3,888	1,009

### 4 犯罪被害者等の抱える様々な問題を理解する

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という<sup>1</sup>。）の抱える困難（心身の被害、経済的な損害、二次的被害など）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、犯罪被害者等の支援にかかわる人々の中にも無理解や誤解があるといわれています。

支援にかかわる人々が、犯罪被害者等の人権を尊重し、その立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等の方々が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。

また、何に着目して支援するべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を理解する必要があります。

<sup>1</sup>事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

## (1) 犯罪被害者等の置かれた状況

### 直接的被害(一次的被害)

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われる(家族を失う)、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

### 二次的被害

犯罪被害者等は、心身の傷を負ったつらい状況の中で、捜査・司法機関の事情聴取を受けたり、報道機関からの取材を受けたり、心ない近所のうわさや中傷を耳にするなどして、再度、傷つけられます。また、犯罪被害者等に接する人の対応が適切ならば、犯罪被害者の回復につながりますが、その対応が不適切だった場合は、犯罪被害者等をさらに傷つけることになり、自ら支援を求めて回復を図ろうとする意欲も喪失することがあります。

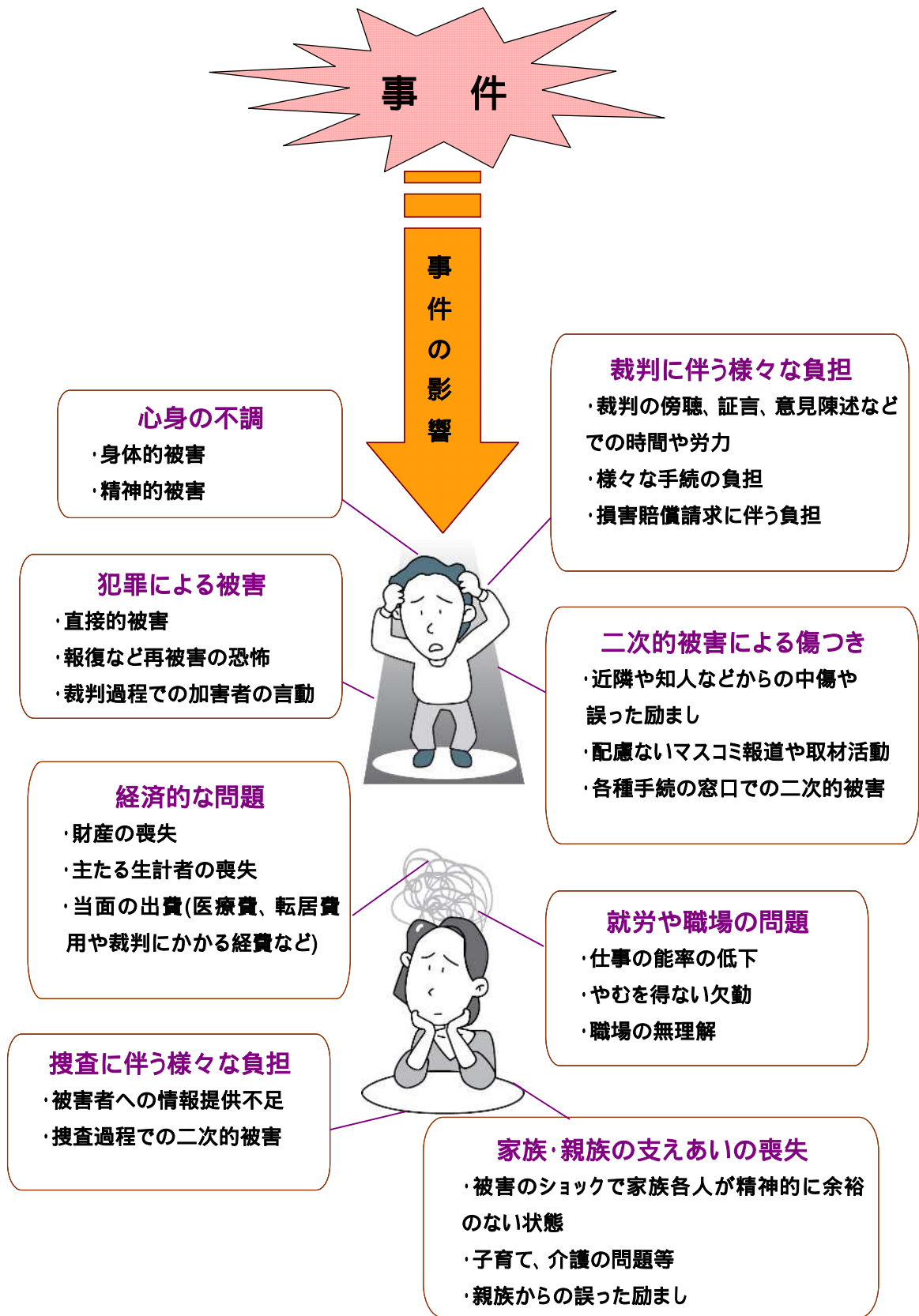
これらが事件後の二次的被害と呼ばれるものです。犯罪被害者等へのアンケート調査からも、役所の窓口対応や支援者の言動からも二次的被害を受けたことが報告されています。(参照 p10)

### 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況(性別、年齢、心身の状況、家族構成等)などによって様々ですが、次ページでは、一般的な例を紹介します。



< 事件後に直面する状況 >



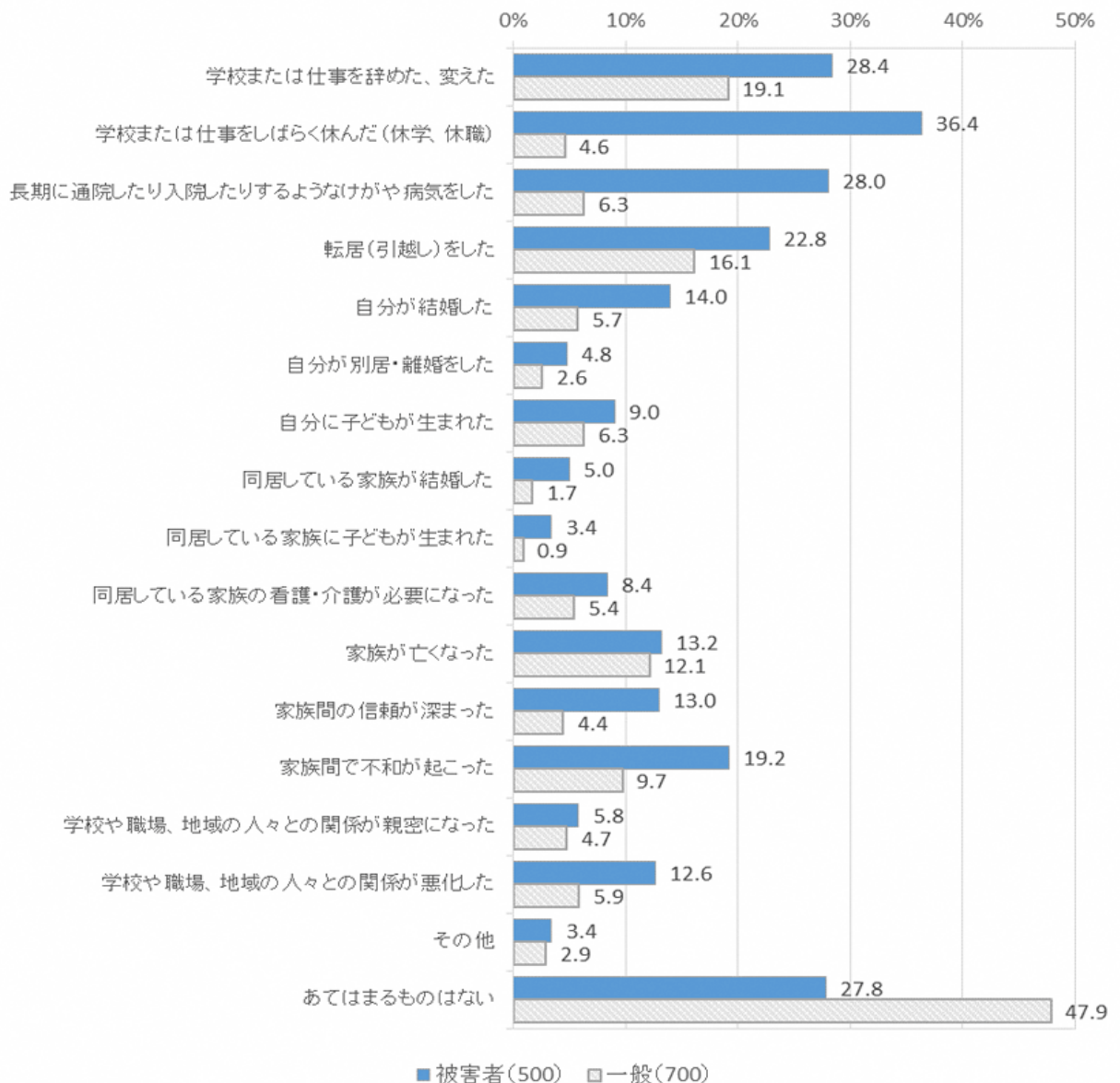
## (2) 困難な状況の具体例

多くの犯罪被害者等は事件後、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

下の調査結果によると、事件後に学校や仕事を辞めたり引っ越しをする人の割合や、長期にわたって通院したり入院したりするようなけがや病気をした人の割合について、犯罪被害者等の方が一般の方よりその割合が高くなっています。

また、心身の不調や生活上の問題にも悩まされており、その具体例は次のような事柄です。

【警察庁 平成 26 年度犯罪被害累計別調査】生活上の変化（ライフイベント）



## 心身の不調<sup>2</sup>

### [ 直 後 ]

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、つぎのような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意・集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）が湧く
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある（ときどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる）など

周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

### [ 中長期 ]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

#### < 精神的な不調の例 >

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

#### < 身体的な不調の例 >

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気や嘔吐がする、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱が出る
- お腹や身体その他の部分が痛い

---

<sup>2</sup> 犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ <http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html> 参照。

- 生理がない、月経周期の異常や月経痛がある など

### [ 子ども ]

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、おおむね下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりをする
- 顔の表情が少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達とかかわりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です。

### コラム 犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

#### PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）覚醒亢進症状（眠れない、ささいなことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

#### うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障をきたします。

#### パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかと恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

## 生活上の問題

### 仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事をやめざるを得ない場合もあります。

### 不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のため、余儀なく転居をする、あるいは自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

### 経済的な問題

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないとその銀行口座は凍結されることがあり、遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します<sup>3</sup>。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。また、裁判所に出向く度に交

---

<sup>3</sup>これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生局に報告してください。

通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

#### 犯罪被害給付制度

遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金

(問合せ) 警視庁犯罪被害者支援室 (p72「犯罪被害給付制度」)

#### 被害回復給付金支給制度

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為(検察官が定める余罪の犯罪行為)の被害者の方に、給付金を支給します。

(問合せ) 検察庁被害者ホットライン (p73)

#### 家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、兄弟姉妹がいる場合には、親がほかの子どもに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後の兄弟姉妹との関係に影響が出てくる可能性もあります。

#### 周囲の人の言動による傷つき～二次的被害～

##### 近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は被害の弁償を受け社会的にも保護されているといった誤解や、犯罪被害者等支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

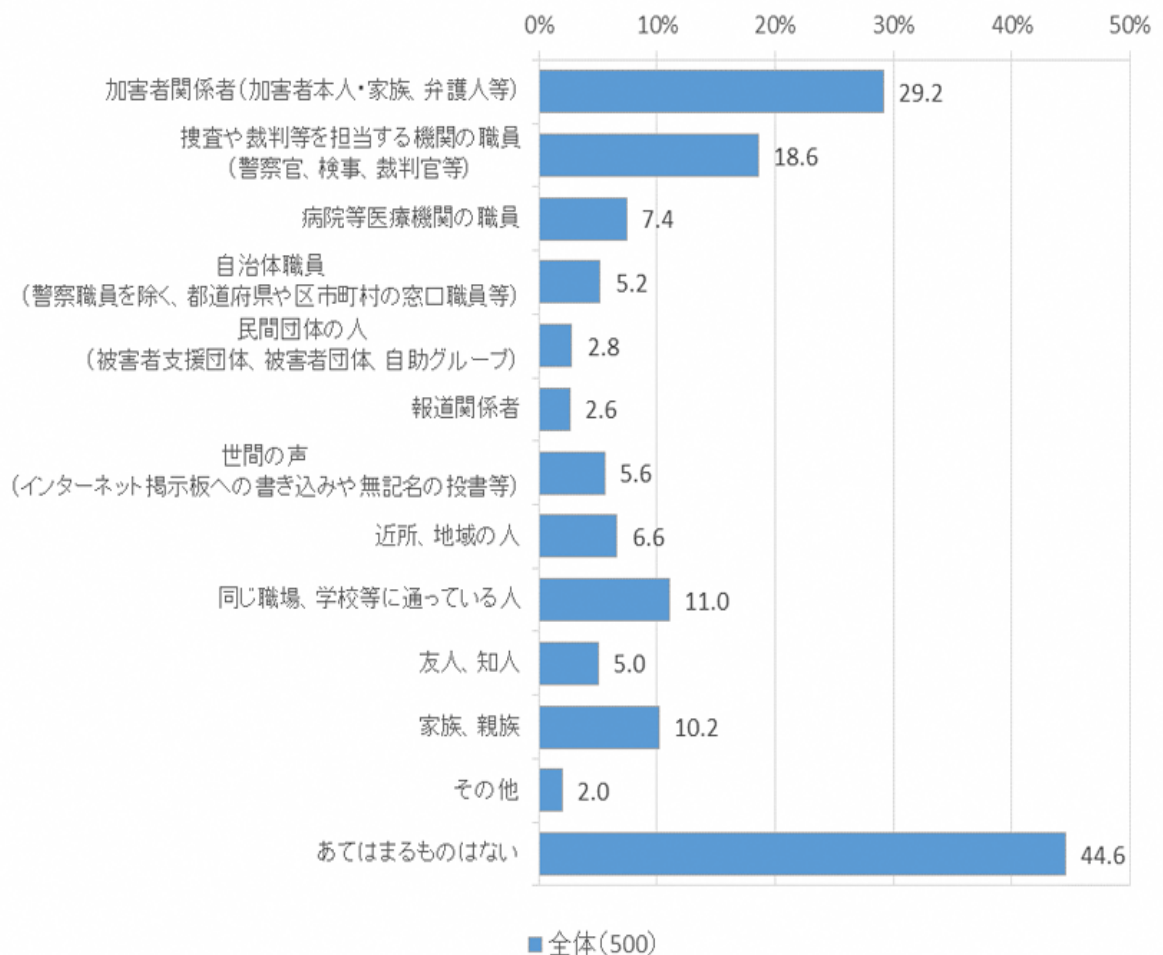
支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。

また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

### 支援を行う人からの二次的被害

日々、被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって傷ついている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得のいく支援を受けたと感じることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、更に精神的に傷ついてしまい、人や社会への不信を募らせることにもなります。

【警察庁 平成 26 年度犯罪被害類型別調査】二次被害の有無  
二次被害を受けた相手



### 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

### 捜査、裁判に伴う様々な問題

捜査や裁判に当たり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

更に、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

## 被害者連絡制度

身体犯や重大な交通事故事件の被害者またはそのご遺族に対し、刑事手続きおよび犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡を行う制度。

(問合せ) 被害を相談した警察署、または警視庁総合相談センター ( p72 )



## 5 捜査・裁判の流れを理解する

### (1) 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことをいい、「捜査」「起訴」「裁判」のプロセスを経ます。加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

#### 捜査

捜査とは、犯人を発見・確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることをいいます。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」といいます。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に身柄を検察官に送ります<sup>4</sup>。

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

#### 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。

裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」といいます<sup>5</sup>。

起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

#### 裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」といいます。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」といいます。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、申し立てにより更に上級の裁判所で審理されることとなります。

一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる被害者参加制度があります。

<sup>4</sup>被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

<sup>5</sup>逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

### 被害者参加制度

あらかじめ検察官に申し出て、裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件のもとで被告人等へ質問したり、証拠調べの請求や論告・求刑などの検察官の訴訟活動に関して意見を述べたりすることができます。

またこれらの行為を弁護士に委託することもできます。弁護士費用の資力(現金や預金等)が200万円(弁護士の選定を請求した日から6か月以内に犯罪行為を原因とする治療費などの費用に支出する見込みがあれば、資力から控除する)に満たない場合は、国が弁護士報酬等を負担する国選被害者参加弁護士の選定を求めることができます。

(問合せ) 検察庁・犯罪被害者支援ダイヤル・犯罪被害者支援センター (p73)

### 刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。なお、一定の犯罪については、裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができる損害賠償命令制度があります。

### 損害賠償命令制度

殺人、傷害事件などの故意の犯罪行為による被害者またはその相続人は、当該事件の刑事裁判を行っている裁判所に対し、起訴後、審理手続(判決宣告を含まない)が終結するまでに被告人に対する損害賠償命令を申し立てることができます。また、手続きを弁護士に依頼することもできます。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害等の一定の刑事事件
- ・被害者
- ・被害者の相続人など

(申出先等)

- ・事件を審理している裁判所
- ・申立手数料2,000円

(問い合わせ) 法テラス・犯罪被害者支援センター (p73)

### 被害者等通知制度

加害者の仮釈放・仮退院審理や保護観察の状況等に関する情報を犯罪被害者等に通知する制度です。

(問合せ) 東京保護観察所 (p73「被害者等通知制度・意見等聴取制度・心情等伝達制度」)

#### **意見等聴取制度**

地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において、被害者等が意見を述べることができます。

(問合せ) 東京保護観察所

#### **心情等伝達制度**

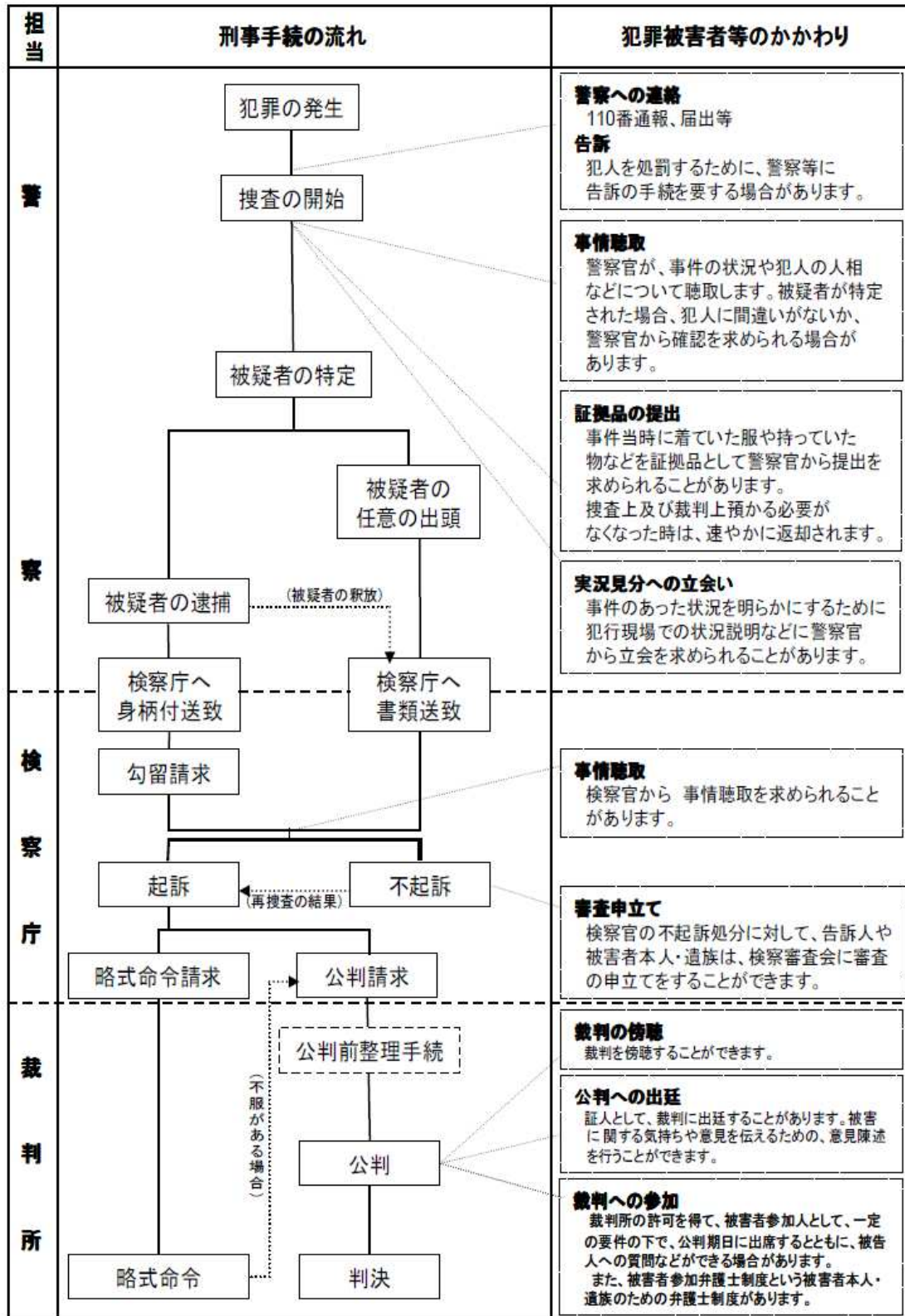
被害に関する心情等をお聞きし、これを保護観察中の加害者に伝えます。(問合せ) 東京保護観察所

#### **国選弁護制度・日弁連委託援助・民事法律扶助**

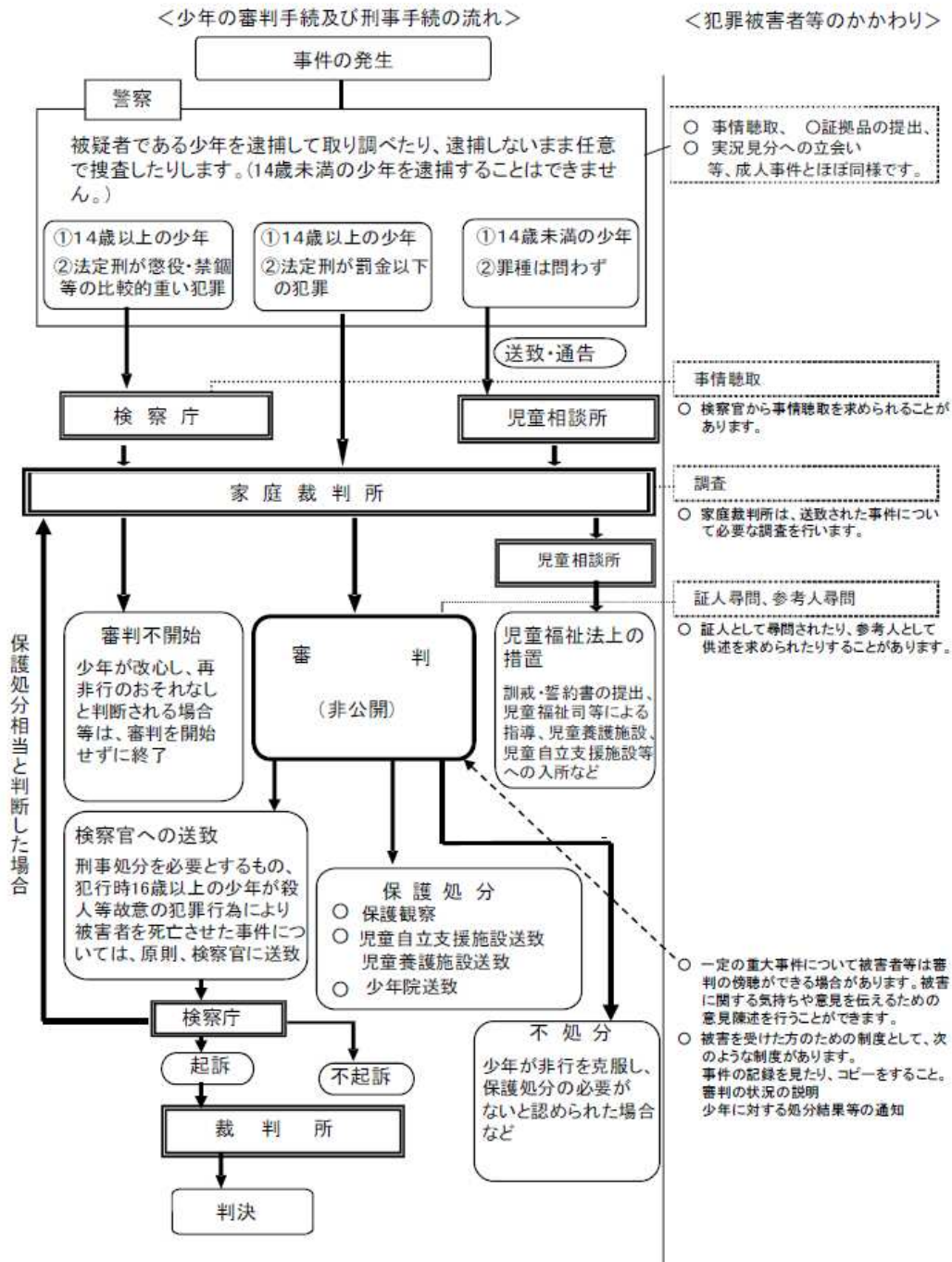
- 国選弁護制度とは、被害者参加制度を利用する被害者等に経済的に余裕がない場合でも、弁護士(国選被害者参加弁護士)による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です
- 日弁連委託援助とは、殺人・傷害・性犯罪・ストーカー等の被害を受けた方やご家族などを対象に、刑事手続き、少年審判についての手続きおよび行政手続きに関する援助を行う制度です。
- 民事法律扶助とは、民事裁判等手続きに関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用等の立て替えを行います。(立替えた費用は返還が必要です)

それぞれ、資産など要件があります。  
犯罪被害者支援ダイヤル(p73)

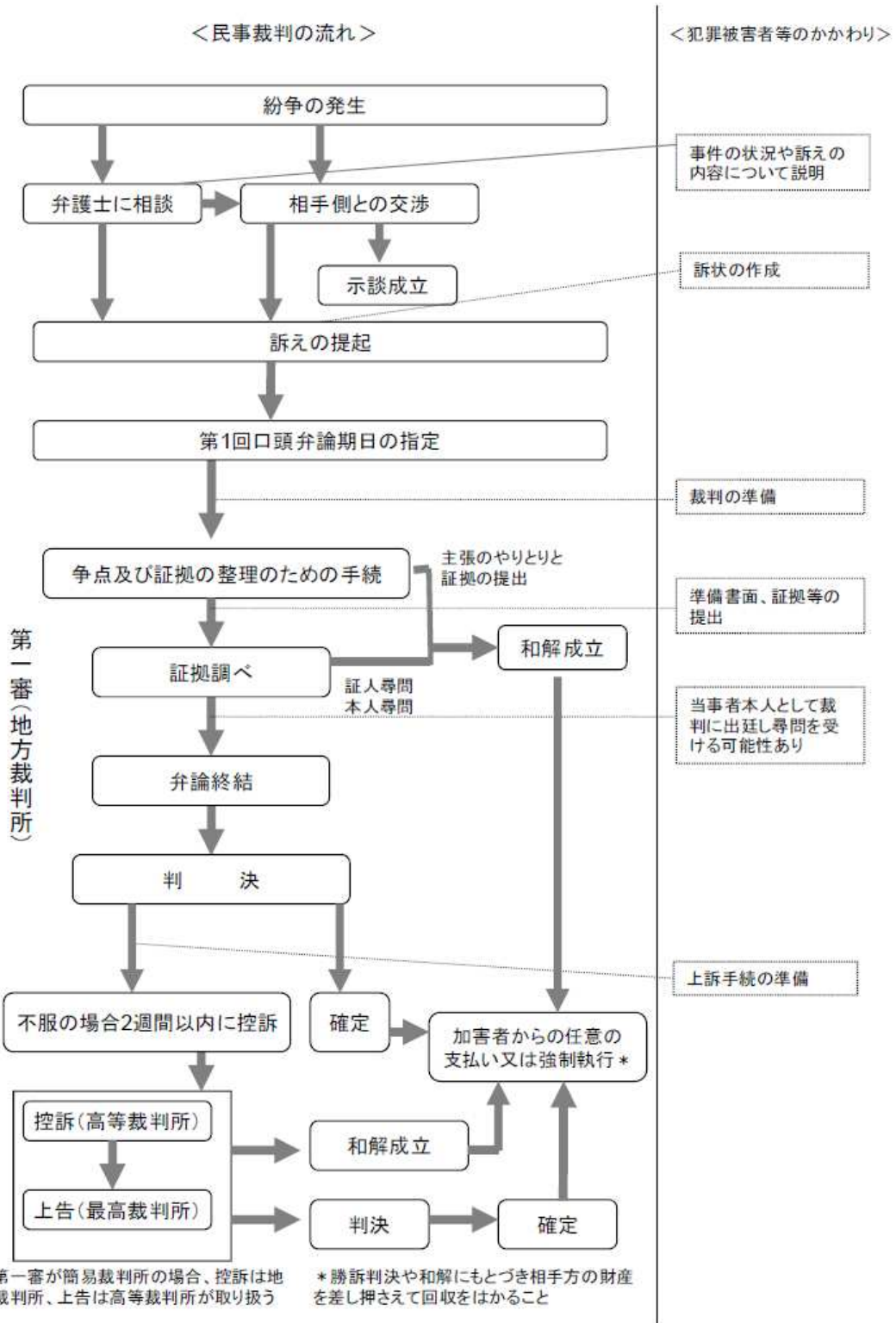
<一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



<民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>





## 6 犯罪被害者等への対応の留意事項

犯罪被害者等は、被害に遭うまでは地域社会の中で通常の生活を送ることができた人々です。しかし、犯罪被害に遭うと被害による損害や混乱のため、これまで当たり前だった日常生活が、突然できない状況に陥ります。

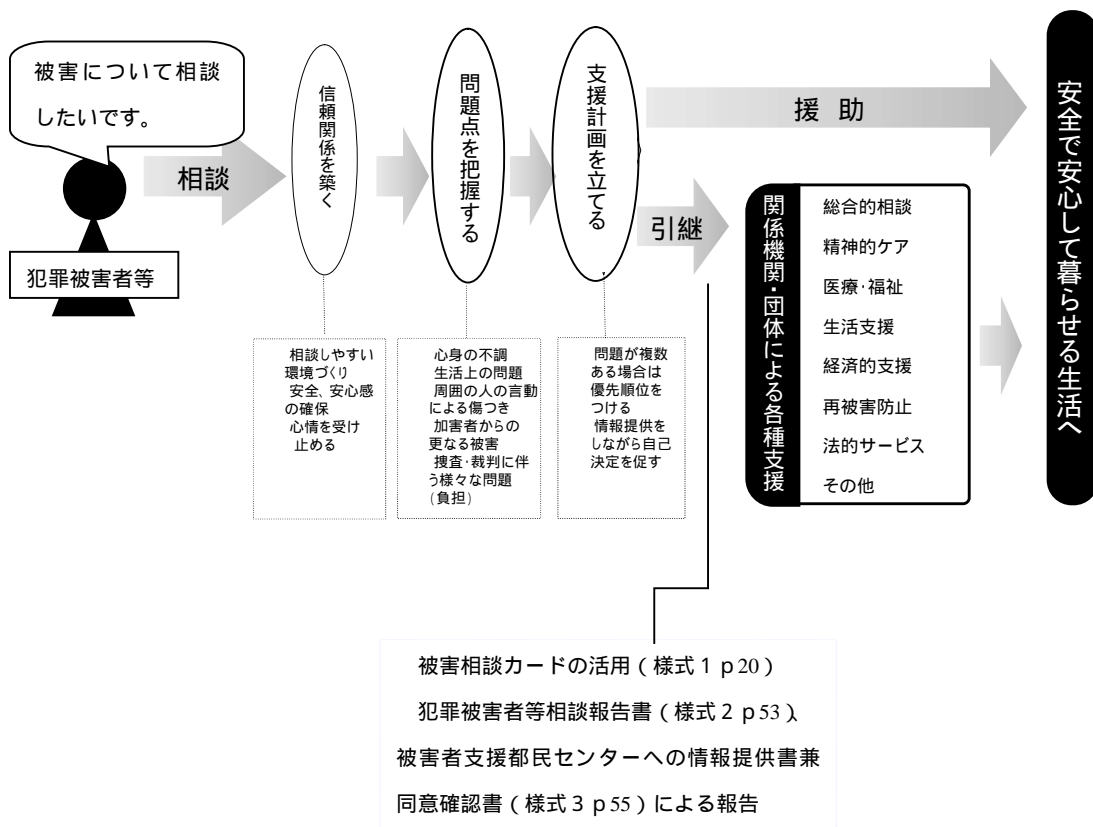
しかし、このような状況は犯罪被害者等自身が、適切な支援を受けながら自分で乗り越えていかなければなりません。

犯罪被害者等に対応する人は、犯罪被害者等の本来もっている力(物事への対処方法、社会的つながりなど)を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を考える必要があります。

### (1) 犯罪被害者等対応の基本的な留意事項

#### 基本的な支援の流れ

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



## 具体的な対応のあり方

### 相談しやすい環境をつくる

- ・ 「被害相談カード(様式1)」を備え付けておき、犯罪被害者等が被害について申し出がしやすいようにします。

職員は被害相談カードを提示されたら、犯罪被害者等だと事前に認識し、相談環境やことばかけなど十分に配慮して対応に当たり、他の窓口で何度も同じことを繰り返し話す必要がなく、犯罪被害者等の負担を軽減するようにします。

(被害相談カードは、各窓口での設置をお願いします。また、このカードは、犯罪被害者等が自らの責任において記入し携行するものであり、区において、同カードを受領し管理するものではありません。)

- ・ 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性に対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、対応者の選定に配慮してください。



「被害相談カード」		
概要	被害発生日	年      月      日
	被害の内容	
	被害当事者との関係	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族 <input type="checkbox"/> その他 (                      )
	被害発生場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他 (                      )
その他、被害について、お話ししたいことがあればご自由にお書きください。		
----- タ ニ オ リ -----		
相談内容	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい	
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア <input type="checkbox"/> 就職相談
	<input type="checkbox"/> 住居相談	<input type="checkbox"/> 経済的支援 <input type="checkbox"/> 子育て相談
	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> その他
	相談にあたって配慮してほしいことなどがあればお書きください。	
<p>※ お差し支えない範囲でご記入ください。            記入いただいた情報は、相談時に担当職員が確認する目的のみ            に使用いたします。この用紙は提出する必要はありません。</p>		

#### コラム 被害相談カードについて

被害相談カードは、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。被害者対応する人にとっては、それのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から相応の配慮をすることができます。

犯罪被害者等から求めがあった場合には、被害相談カードを提供できるように常に準備をしておいてください。ただし、被害相談カードは、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行するものであって、区において、同カードを受領し管理するものではありません。

被害相談カードは、グループウェア 共有文書 庁内共通 組織別 区長 副区長 総務部 人権・男女共同参画課 犯罪被害者等支援

#### 安全確保を優先する

- ・ 「今、安全かどうか(ここが安全と感ずることができるところかどうか)」、「今、話をしているても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、警察や(公社)被害者支援都民センターにつないでください。

#### 相談内容を受け止める

- ・ 犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止めてください。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりせず、また、感情を否定しないようにします。
- ・ 被害の状況を人と比べないようにします。(被害に遭った苦痛には、ほかの人の被害の苦痛との軽重はありません)
- ・ 自責感を助長させないようにします。(犯罪被害者等は自分を責めている場合があります)
- ・ 安易に励まさない、安易に慰めない、心を強く持つことを勧めないようにします。(相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つけることがあります)
- ・ 話をせかさない、さえぎらないようにします。(心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が苦痛である場合があります)

#### 相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

- ・ 犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行います。

#### 支援プランを説明する

- ・ 区ができる支援、関係機関でできる支援の内容を明らかにします。(更に、それを早期の支援の段階で犯罪被害者等に伝えることが重要です。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねません。)
- ・ 問題が複数ある場合は優先順位をつけましょう。

#### 問題解決に向けて動く

- ・ 時期と状況に応じた適切な情報を提供します。
- ・ 支援者の意見を押しつけたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように対応します。
- ・ 関係機関や支援を行っている団体と連携します。

#### 秘密保持に留意する

- ・ 会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではありません。

#### 適切な支援を行うための努力を怠らない

- ・ 法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要です。

## (2) 会話の留意点

具体的な会話例を基に、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

### 【不適切な応答】

不適切な応答の例をつぎに示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような応答は、犯罪被害者等を更に傷つけることとなります。

#### 《不適切な応答例》

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ 辛いことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

### 【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つける場合や、不信感を招くことにつながるので注意して下さい。

#### 《適切な応答例》

- ・ ご心中、お察しします。
- ・ 本当にお気の毒です。
- ・ このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・ 悲しんでいいのですよ。
- ・ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・ そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・ (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・ 何をする気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・ 無理をする必要はありません。
- ・ よく頑張ってこられましたね。
- ・ ここでは、安心してご自分の感情を出していいんですよ。

### (3) 対応者自身のケア

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、相談等の対応をする人も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・ 自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・ 事件のことが頭から離れなくなる
- ・ 自分が無力だと感じる
- ・ 頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る

その結果、当該事件へ過度に感情移入し、仕事と私生活の区別ができなくなったり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに犯罪被害者等にとっても不適切な対応になってしまうことがあります。

対応者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

#### 《対処方法》

- ・ 一人で抱え込まず、組織で対応してください。
- ・ できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認しましょう。
- ・ 仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別します。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持ちましょう。
- ・ 自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認めます。
- ・ 身体を動かすなどして気分転換を図りましょう。
- ・ 休息、睡眠をきちんととりましょう。

## 7 犯罪被害別の特徴と注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、(1)殺人事件等、(2)暴力犯罪等、(3)交通事故、(4)性犯罪、(5)配偶者からの暴力(DV)、(6)ストーカー行為等の被害、(7)虐待を受けた子どもに対する支援・制度や対応の仕方について記載します。

注) =原則すべての人が対象となる支援等 =対象要件がある支援等

### (1) 殺人事件等遺族への対応

#### (特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が体験した恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

#### (対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したことのないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。(感情の麻痺状態)

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です

#### 死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書(死体検案書)」(有料)を作成・発行してもらいます。「死亡診断書(死体検案書)」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に区市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行して

もらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

**(連絡先)**

事件捜査している警察署 犯罪被害者等が住む区市町村の戸籍係等

**司法解剖に関する経費の公費負担**

司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないように遺体を修復するための経費や遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

**(連絡先)**

事件を捜査している警察署または犯罪被害者支援室（p73「診断書料・診察料・カウンセリング等 警視庁による経済的支援」）

**各種健康保険・年金の異動届**

亡くなった方が医療保険に加入中あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

**(健康保険の連絡先)**

亡くなった方が住む区市町村の国民健康保険課（練馬区の場合はp68 国保年金課）または勤務先庶務担当等

**(年金の連絡先)**

遺族の住所を管轄している年金事務所（練馬区の場合は練馬年金事務所 p71「高齢厚生年金 遺族厚生年金 障害厚生年金ほか」）

**遺産相続等**

犯罪被害者が亡くなったことを知った日の翌日から10か月以内に相続税について申告しなければなりません。

**(連絡先)**

犯罪被害者の住所地管轄の税務署（p71「税の申告・相談」）

経済的支援として、以下のような制度があります

**犯罪被害者給付制度（遺族給付金）**

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者遺族に対し、一時金が支給されます。

**(連絡先)** 警視庁犯罪被害者支援室（参照p72「犯罪被害者給付制度」）



### 遺族基礎年金

国民年金に加入中の方、老齢基礎年金を受給している方等が死亡したとき、子（18歳に到達する年度末まで）のある配偶者またはその子に支給されます。ただし、保険料納付済期間、免除期間等を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あること、または、死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと等の納付要件があります。

**(連絡先)** 請求者となる遺族が住んでいる区市町村(練馬区の場合は国民年金係 p68「障害基礎年金 遺族基礎年金 死亡一時金 国民年金保険料の免除」) 請求者となる遺族の住所を管轄している年金事務所(練馬区の場合は練馬年金事務所 p71)

### 遺族厚生(共済)年金等

厚生(共済)年金に加入中の方、老齢厚生(退職共済)年金を受給している方、1級または2級の障害厚生(共済)年金を受給している方等が死亡したとき、遺族に支給されます。ただし、年齢等の要件があります。

**(連絡先)** 請求者となる遺族の住所を管轄している年金事務所(練馬区の場合は練馬年金事務所 p71)、亡くなった方の共済組合、亡くなった方の勤務先庶務担当

上記経済的支援のほか、子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります

### 遺児の就学援助等

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

**(連絡先)**(公財)犯罪被害救援基金(p73「奨学金等給与事業 支援金支給事業」)、まごころ奨学金(p73)



## (2) 暴力犯罪等により傷害を負った人への対応

### (特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

### (対応上の注意点)

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります

#### 診断書等の公費支出

身体犯の事件捜査または立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。

### (連絡先)

事件捜査を担当した警察署または犯罪被害者支援室 ( p 73 )

障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります

#### 犯罪被害者等給付金 ( 重傷病給付金、障害給付金 )

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、一時金が支給されます。

### (連絡先)

警察署、警視庁犯罪被害者支援室 ( 参照 p 72 )

#### 障害基礎年金・障害厚生年金

20 歳前の方、国民年金・厚生年金等に加入している方や加入していた方等が障害を負った場合に、障害年金を受給できる場合があります。障害の重さや保険料納付状況、収入等に要件があります。

( 連絡先 ) 国民年金係 ( p 68 )、年金事務所 ( p 71 )

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です

### (連絡先)

警視庁 暴力ホットライン ( p 72 )

( 公財 ) 暴力団追放運動推進都民センター ( p 72 )

### (3) 交通事故に遭った人への対応

#### (特徴)

交通事故は、**過失運転致死傷罪**、**危険運転致死傷罪**等の「**犯罪**」に該当する場合が多いにもかかわらず、「**事故**」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

#### (対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です

##### 警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

##### 警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「**人身事故**」としての取扱ができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます

#### (連絡先)

加入している損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合があります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

#### (連絡先) p 74

(公財) 日弁連交通事故相談センター、(公財) 交通事故紛争処理センター、  
(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構、そんぽADRセンター東京、そのほか法テラスサポートダイヤル ( p 71 ) などもあります。

経済的支援として、以下のような制度があります

#### 政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合など、自賠責保険が適用されない場合に、政府（国土交通省）が損害を補てんする制度です。

健康保険や労災保険等の他の社会保険の給付や本来の損害賠償責任者の支払いによってもなお損害が残る場合に、法定限度額の範囲内で補てんされます。

（連絡先）損害保険会社

（国土交通省自賠責保険ポータルサイト「損害賠償をけるときは？」参照）

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html>

#### 奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人または重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。

（連絡先）

（公財）交通遺児育英会(p74)

#### 交通遺児等育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満 16 歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用され、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。

（連絡先）

（公財）交通遺児等育成基金(p74)

#### 介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳や脊髄、胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

（連絡先）

（独）自動車事故対策機構（N A S V A）(p74)

## (4) 性犯罪に遭った人への対応

### (特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応(参照p6「心身の不調」)が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあるといわれています。

また、被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、そのときは、女性の支援者が対応することが必要です。

### (対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるかを説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

### 警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じて、できるだけ女性警察官が対応するようにしています。

(連絡先) 警察署

### コラム 性犯罪についての刑法改正(平成29年7月13日施行)

近年の性犯罪の実態に即した対処をするために、刑法が改正されました。強姦罪の構成要件および法定刑を改め強制性交等罪とし、監護者わいせつ罪および監護者性交罪を新設しました。また、被害者の告訴がなくても加害者を起訴できるようになりました。

### 警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれるほか、現場の確認や証拠品(当時着ていた服など)の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、

被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどして  
います。

(連絡先) 警察署

すぐに警察に届け出ることにより消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

#### 緊急避妊

被害から 72 時間以内であれば、避妊薬の服用により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届け出れば、診断書料、診察料、検査費用、緊急避妊費用等一部または全部を公費で負担します(一定の条件があります)。

(連絡先)

(特非) 性暴力救援センター・東京 (SARC東京) (p76)

警察署、警視庁 犯罪被害者支援室 (p73)

#### 犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

(連絡先) 性暴力救援センター・東京 (SARC東京) (p76)

警察署、警視庁 犯罪被害者支援室 (p73)

#### エイズ・性感染症検査

HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒血清検査が無料・匿名でできます。

(連絡先) 豊玉保健相談所 (p64)

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります

#### 証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置や、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。更に、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先) 検察庁 (p73)、裁判所、(公社)被害者支援都民センター (p42 p72)

## (5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、交友関係を監視するなどの精神的暴力、日常的に必要な金銭を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力も含まれます。

暴力の影響は、あざや骨折といった身体的影響だけでなく、被害者の精神面にも大きな影響を及ぼします。暴力を受け続けることで「誰も助けてくれる人はいない」というあきらめ・無力感や、「相手が暴力を振るうのは、自分に非があるからだ」という自責の念を抱くこともあります。これらの暴力の多くは家庭という私的な生活の中で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期に渡り繰り返されることで、深刻化しやすいという特徴があります。

また、配偶者暴力は子どもにも重大な影響を及ぼします。児童虐待の防止等に関する法律では、目の前で暴力が行われるなど、直接児童に向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば、児童虐待に含まれるとしています。

被害者と子どもの双方に配慮した支援を行うことが必要です。

### (対応上の注意点)

「練馬区 配偶者暴力被害者支援の手引 改訂版」の内容に沿った支援をしてください。

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

練馬区では、平成26年12月に「配偶者暴力被害者支援の手引 改訂版」を発行しました。この手引きはグループウェア等では公開していませんので、職場で参照できない場合は、練馬区配偶者暴力相談支援センター（p61「配偶者暴力（DV）相談」）または、相談窓口一覧（練馬区役所）（p60～）の関係部署にご相談ください。

また必要であれば、相談窓口一覧（警視庁その他）（p71～）の関係機関も被害者等に紹介してください。



## (6) ストーカー行為等の被害に遭った人への対応

### (特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、またはそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

つきまとい、待ち伏せ、押しかけ

監視していると告げる行為

面会、交際の要求

乱暴な言動

無言電話、連続した電話、メール・SNS等のメッセージ

汚物などの送付

名誉を傷つける

性的羞恥心の侵害

を行うことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

### (対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー行為等の被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する

加害者の具体的な言葉や動作を細かく記録する

加害者からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する

電話の会話内容をメモ、または録音する

加害者が残したメモや贈り物の状況を撮影する

### (連絡先)

警視庁ストーカー対策室 ( p 72 )

ストーカー行為等の被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます

警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」を行うことができます。平成 29 年 6 月、ストーカー行為等の規制等に関する

法律の改正により、警告を経ずに禁止命令を行うことも可能になりました。また、告訴がなくても公訴を提起することができるようになりました。

#### 住民票の写しの交付等の制限

配偶者暴力(DV)やストーカー行為等の加害者が、被害者の居所を探る目的で住民基本台帳の閲覧等を行う恐れがある場合は、被害者は住民票の写しの交付や住民基本台帳の閲覧の制限を行うための支援措置を申し出ることができます。

被害者は、警察、配偶者暴力相談支援センター等に相談をしたうえで、住民登録されている市区町村の担当窓口で支援措置の申し出をすることが必要です。

支援の申し出を受けた市区町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等に意見書の提出を求めるなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先)

居住地の市区町村の住民登録担当(練馬区p60「住民票の交付・閲覧の制限」)



## (7) 虐待を受けた子どもへの対応

### (特徴)

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」第 2 条において、保護者による児童(18 歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うことと定義されています。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、児童の心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。(参照 p6 ~ 7)

更に、それらの影響は児童の人格形成に著しい影響を与え、社会に適応することが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた児童に適切な対処がなされない場合などには、本人が親となったときに自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待は何より児童の命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

### (対応上の注意点)

児童虐待を発見した場合、または、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は速やかに区市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません(児童虐待の防止等に関する法律第 6 条)。

区では区民から通報があった場合や虐待を疑われる子どもを発見した場合は、「練馬区児童虐待防止マニュアル」に則して、対応します。

マニュアルはグループウェア「共有文書 組織別 庁内共通 教育委員会 教育委員会事務局 こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター 児童虐待防止マニュアル最新版

虐待であると確信できない場合や、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った各組織が安易に判断せず、速やかに子ども家庭支援センターや緊急を要する場合は東京都児童相談センターに通告、または警察へ通報します。

子ども、家族にどのようなかわりをしたら良いか、子どもや親の訴え・態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。

なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(児童虐待の防止等に関する法律第 7 条)。

### 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、練馬子ども家庭支援センターや東京都児童相談センター等に通告し対応を協議してください。

### 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに練馬子ども家庭支援センター（p62「児童虐待相談、子育て家庭の総合相談」）や東京都児童相談センター（p77）に通告して下さい。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大げがをしているなど、東京都児童相談センターに通告していても生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報または119番通報により、速やかに警察または消防へ通報してください。

#### コラム 守秘義務について

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

#### 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家庭についての調査を行います。

特に子どもの置かれているリスクが高く、保護者との分離を図りながら調査をする必要がある場合は、東京都児童相談センターによって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対して子どもへの通信・面会が制限されます。

## 対応

### 在宅支援の場合

通告のあった児童の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域で子どもと家族が安心して暮らせるように、通告先機関やその他の関係機関がネットワークを組み、方針を検討した上で支援が行われます。具体的には、通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員など関係者による支援、見守り等が行われます。

実態に応じて、子どもと家庭に係る関係者による個別ネットワーク会議を開催し、対応策等を検討します。

### 親子分離が必要な場合

東京都児童相談センターによる児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。可能な事例については、再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。

これらの取組は練馬区要保護児童対策地域協議会<sup>6</sup>等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に活用して行われます。

#### コラム 親権者の懲戒権と子ども虐待の関係

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親はいまだに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

<sup>6</sup>児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。区では要綱を定め、児童相談所、総合福祉事務所、保健所・保健相談所、保育園、幼稚園、学校、教育委員会、警察、主任児童委員、専門家、子ども家庭支援センター職員等で構成され、運営しています。

## 8 組織の機能を活用した連携体制

### (1) 施策担当窓口の設置

犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画(国)(以下「基本計画」という。)制定以後、犯罪被害者等の支援は、国による裁判・検察制度などに関する犯罪被害者等の立場を尊重した法整備のほか、被害直後においては警察等を中心に直接的な支援が行われています。

更に多岐にわたる支援を含めて、中長期にわたって途切れなく犯罪被害者等へ支援を行うために、地方自治体においても施策の総合的な推進を担当する「施策担当窓口部局」の設置が必要であると基本計画から求められています。

このような要請に応じて、区では平成20年6月に施策担当窓口を、総務部人権・男女共同参画課と決めました。人権・男女共同参画課は、これまでも犯罪被害者等の問題を人権問題として捉え、二次的被害防止のための啓発事業等に取り組んできましたが、今後は犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図る役割を果たしていきます。

施策担当窓口として、総務部人権・男女共同参画課が果たす役割はつぎのとおりとします。

#### 施策の総合的な推進に係る企画・調整

犯罪被害者等およびその支援者団体等からの意見・要望等を一元的に把握し、庁内横断的に施策の企画立案・調整を行います。

#### 総合窓口としての対応

どの窓口に行ったらよいかわからない犯罪被害者等の相談を受け、具体的な支援に関する情報提供や関係機関との調整等を行います。

#### 関係機関等との連携の促進

国、都との連携の窓口、民間団体、その他関係機関等との連携の窓口としての役割を果たします。

#### 情報提供

総合的施策の推進窓口として、庁内および関係機関等へ情報提供・橋渡しなどを行います。

#### 広報・啓発

被害者の心身の状況や置かれた環境を理解し、犯罪被害者等の立ち

直りを地域社会で支える意識を広めることや、二次的被害防止のための区民啓発を行います。

犯罪被害者等支援に関する制度や各種相談窓口を、区民に周知します。

## (2) 区の組織連携により築く「総合的な対応窓口」

区の各窓口は、犯罪被害者等の方々にとって最も身近な相談窓口であり、各種福祉制度・保健医療等の給付を行っています。一方、犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応える支援も多岐にわたります。

更に、突然の犯罪被害を受けて、一体、どこに相談に行くべきかもわからないまま区の窓口に見える場合も想定されます。

また、犯罪被害のため心身の不調がありカウンセリングを受けたいとか、被害のため生活に困窮しているなど、犯罪被害者等が多様なニーズを持って区の窓口を訪れる場合も想定されます。

これらのような場合においても、区の各窓口は、一次的な相談窓口として犯罪被害者等からの相談や問い合わせを真摯に受け止めます。そのうえで、区の各課が所管する各種支援制度の案内や関係機関等に関する情報提供や庁内連携窓口への同行など、適切な橋渡しに努めることにします。区のどの窓口を起点としても、適切な支援につなげるために対応します。

## 9 (公社) 被害者支援都民センターとの連携

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものが多様であり、区の事業では対応しきれないこともあります。そうした場合でも、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。

特に(公社)被害者支援都民センター(以下「都民センター」という。)との連携は非常に重要です。

### (1) 都民センターについて

都民センターは、東京都公安委員会が指定した犯罪被害者等早期援助団体( )であり、特定公益増進法人(公益社団法人)です。

都民センターでは、東京都と協働して、都民のための犯罪被害者等の総

合相談等の窓口を設置しています。専門の相談員が、電話、ファックス、インターネット、手紙による相談を受け、各種支援制度の紹介や情報提供を行います。

また、相談内容により、必要に応じて下記の支援を実施します。

#### 面接相談

警察署、検察庁、裁判所などへの付添い

精神科医等によるカウンセリング など

犯罪被害者等給付金等の申請補助業務

被害直後における一時的な居住場所の提供

#### 犯罪被害者等早期援助団体とは

被害にあった犯罪被害者等に対するの援助を適正・確実に行うことができる民間団体として、都道府県公安委員会から指定される団体です。

都道府県公安委員会からの指定を受けることによって、犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪被害者等の同意の下に警察から当該被害者等の情報提供を受けることができます。提供された情報に基づいて、犯罪被害者等早期援助団体は、被害直後の段階から犯罪被害者等の身の回りの世話などの日常生活の支援、病院、法廷への付添い、物品の供与や貸与、役務の提供などの直接的支援を行うことができます。

平成 29 年 4 月 1 日現在、犯罪被害者等早期援助団体は 47 都道府県 47 団体あります。

## 「東京都総合相談窓口」

東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
特定公益増進法人

### (公社)被害者支援都民センター

(都民センター)

〒169-0052 東京都新宿区戸山3-18-1

東京メトロ副都心線 西早稲田駅下車(徒歩1分)

TEL 03-5287-3336 (初回は電話相談が原則です)

月・木・金 9:30~17:30 火・水 9:30~19:00  
(祝日・年末年始を除く)

FAX 03-5287-3387

ホームページ <http://www.shien.or.jp>

相談・支援無料

専門の相談員による相談

各種の支援制度の紹介、情報提供

その他、電話等の相談内容により下記の支援を実施

- ・面接相談、自宅訪問
- ・警察署、検察庁、裁判所などへの付添
- ・被害直後における一時的な居住場所の提供
- ・精神科医等によるカウンセリング
- ・自助グループへの交流支援



# 被害者支援都民センターの支援内容

犯罪の被害にあつと、捜査への協力をはじめ、さまざまな問題に対応しなければなりません。  
被害者支援都民センターでは、専門の知識を有する相談員が、電話や面接での相談、情報の提供、各機関への付添いなどを必要に応じて行っています。



**自宅訪問** 被害後、外出することが難しい方には相談員が、自宅に訪問することもあります。

**情報の提供** 警察や検察庁の被害者支援や刑事手続の流れ及び他の支援機関等の説明を行います。

**警察署への付添い** 事情聴取などで警察署へ行くときに、付添うこともできます。

**応援します  
あなたに笑顔  
展るまで**

**検察庁への付添い** 検察庁で事情聴取を受けるときや相談へ行くとき、付添うこともできます。(相談員の同席が認められない場合もあります。)

**裁判所への付添い** 刑事裁判のために裁判所へ行くとき、付添うこともできます。

被害者参加、証言、意見陳述の際、裁判所が認めた場合は被害者の傍に付添うこともできます。



## 被害にあわれた方へ

被害にあうと、強いショックを受けて混乱したり、心や体の調子が悪くなったりすることがあります。

こんなことはありませんか？

- 不安や恐怖、緊張が続き、落ち着かない
- 事件のことが頭から離れない、そのときの場面が繰り返しよみがえる
- 情緒不安定で、感情のコントロールができない
- 眠れなかったり、夢にうなされたりする

現実ではないように感じたり、何の感情もわいてこないこともあります。今まで体験したのこのない、さまざまな心や体の変化に驚かれることがあるかもしれません。これは異常なことではありません。

上記のようなことでお困りの際も、  
どうぞ被害者支援都民センターにご相談ください。

### 電話・ 面接相談

電話での相談を行っています。  
必要に応じて、継続的な  
面接相談も行っています。

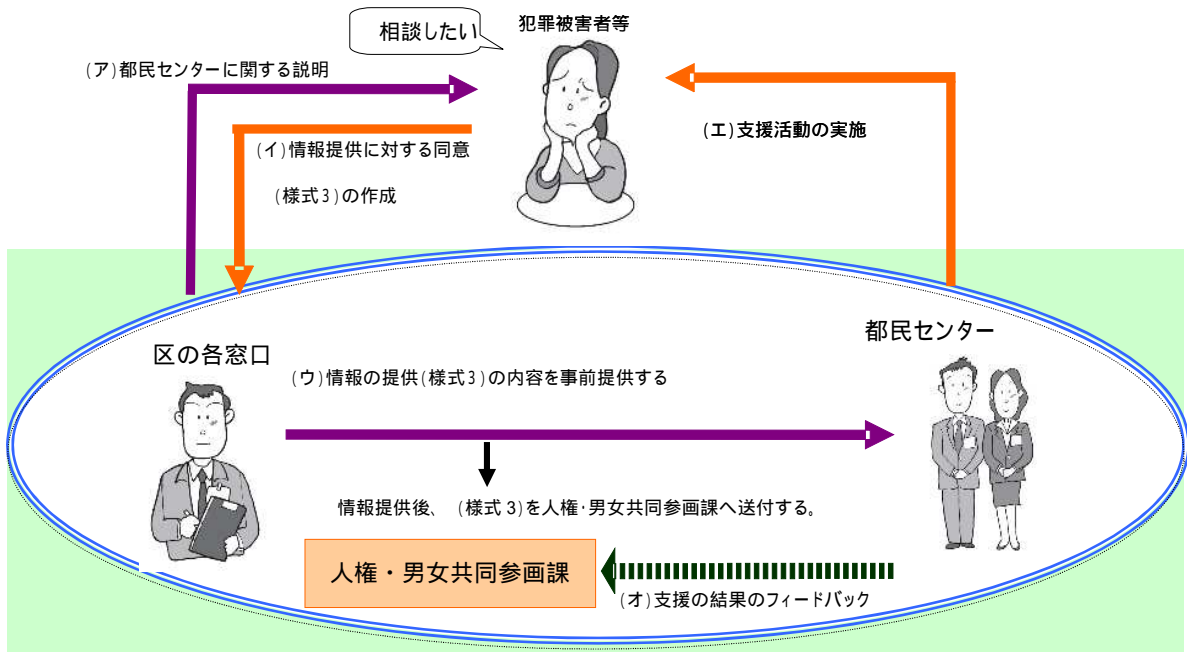


### 自助グループ への支援

月1回、ご遺族の自助グループを開催しています。

(公社)被害者支援都民センター ホームページから抜粋

## (2) 基本的な連携の流れ



### 都民センターに関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた区の各窓口は、相談内容に応じて、都民センターで行っている支援の説明をします。(参照 p40～44)

ただし、犯罪被害者等が希望する支援が受けられるかどうかは、都民センターに実際に相談してみないとわからないことも必ず説明してください。

### 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に都民センターを利用することを決めたら、面接相談の場合には、区から都民センターの紹介(連絡)を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が都民センターに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。

また、犯罪被害者等から入手した情報については、都民センター以外には伝えないこと、また、同センターはプライバシー・ポリシーを定めてあり、個人情報支援目的以外には使用せず、守秘義務を徹底遵守した職員が対応することを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、「**被害者支援都民センターへの情報提供書 兼 同意確認書**」(様式3)を作成して(参照 p47)都民センターに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ま

す。

また、犯罪被害者等と都民センターとの連絡方法について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に都民センターと連絡がとれるように配慮します。

「被害者等支援都民センターへの情報提供書 兼 同意確認書」(様式3)を作成する場合のポイントは以下のとおりです。

#### 最低限伝えるべき情報 (参照 p47)

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係、電話番号 (a、b 欄)
- ・ 犯罪被害発生日 (c 欄)
- ・ 希望する支援の内容 (e 欄)

#### 状況に応じて伝えるべき情報 (参照 p47)

- ・ 住所、生年月日 (a 欄)
- ・ 心身の状態 (d 欄)
- ・ これまで受けた支援の内容 (f 欄)

#### 犯罪被害者等に関する情報の提供等

区から都民センターに連絡をし、犯罪被害者等の同意を得た様式3に記載した内容を、都民センターに電話で伝達します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝えるとともに、都民センターから犯罪被害者等への伝言事項があれば伝えます。

また、都民センターにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、改めて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。

都民センターで支援が受けられない可能性も考えられますので、支援について確約するような説明は避けてください。

作成した(様式3)は人権・男女共同参画課へ原本を提出します。(様式3の作成の手順等は p48 を参照)

#### 支援活動の実施

都民センターでは情報を参考にして犯罪被害者等に支援します。

#### 支援の結果のフィードバック

都民センターは、支援の内容を人権・男女共同参画課に報告します。

**様式3記入例**  
(参照p43～p45)

犯罪被害者等に都民センターを紹介したうえで、同センターに相談したい、付添い支援を希望するなど  
の要望があり、事前に都民センターに被害者等の情報を提供することに同意したときに作成します。記入  
した内容を都民センターに電話で伝えた後、この用紙は人権・男女共同参画課に送付してください。

**被害者支援都民センターへの情報提供書 兼 同意確認書 (様式3)**

支援を希望する被害者等の氏名等 <b>(a)</b>	氏名： <sup>かりがな</sup> 練馬 <sup>ねりま</sup> <sup>はなこ</sup> 花子 生年月日 年齢 性別 ( ) 連絡先：電話 00 ( 0000 ) 0000 メールアドレス等 * * * @ * * *	匿名希望の場合は イニシャル等でも可
<b>(b)</b> 窓口にきた人	被害当事者 家族・遺族 ( 続柄 ) その他 ( 氏名 )	施設長、学校の担任などが本人 の同意のうえ相談に来た場合
犯罪被害の概要 犯罪被害者等からの申告をもとに 記載する <b>(c)</b>	被害発生日： 年 月 日 担当警察署： 警察署 被害発生場所： 自宅 学校 職場 その他 ( ) 被害の種類： 殺人 傷害 交通事件 性暴力 その他 ( )	
心身の状態 <b>(d)</b>	通院歴： あり なし 通院状況： 通院中 中断 治癒 後遺障害： あり なし 具体的状況 ( 傷害や後遺障害の程度 ) :	
犯罪被害者等の 希望する支援 <b>(e)</b>	裁判時の付添いや、犯罪被害について継続的に相談にのってほしい。	
これまで受けた支援内容等 <b>(f)</b>	あり なし 相談日： 年 月 相談機関・ 受けた支援の概要：	都民センターに情報提供の電 話した際の受付担当者のお名前 を聴取して記入してください。
都民センターの担当等 <b>(g)</b>	被害者支援都民センター 担当： _____ 電話： 03 - 5287 - 3336	
情報提供についての同意確認欄 <b>(h)</b>	犯罪被害の支援に関する情報を上記紹介先および人権・男女共同参画課に提供することに同意します。また、都民センターから区が支援の結果について情報提供を受けることに同意します。 署名又は同意確認記述 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">練馬 花子 (匿名の場合は同意します)</span> (相談者から署名または同意確認等直筆で記入してもらう)	
電話等相談の場合	上記情報を(社)被害者支援 相談者氏名 ( )	都民センターに情報提供する以上は、練馬区個人保護条例第 16 条 の規定により、本人同意が必ず必要です。 窓口に来た人が、本人以外のその他の人の場合は、本人の同意がある ことを、確認してください。(参照p49)
情報提供年月日 <b>(i)</b>	平成 年	
担当部署 連絡先 <b>(j)</b>	部 課 係 内線： 作成者：	

太文字箇所は、必要最小限の必須事項ですが、犯罪被害者等の心情に考慮しながら、犯罪被害者等の申告に基づいて作成してください。  
言い出しにくい様子であったら、無理に聞きだす必要はありません。

課長	係長	係員	受付 月 日	人権・男女共同参画課 処理欄	課長	係長	係員	報告課処理欄 受付 月 日
			処理 月 日					処理 月 日

### (3) 様式3の作成と情報提供の手順

相談に訪れた犯罪被害者等から、犯罪被害について総合的に相談したい、警察署や裁判所等への付添いをお願いしたい、同じような体験をした被害者達と交流したい等の要望があった場合、都民センターの事業を説明したうえで、犯罪被害者等が、都民センターの相談を受けることを希望し、かつ、区から都民センターに、犯罪被害者等の情報を事前に提供することに同意した場合に作成します。

ただし、都民センターで希望するような支援が受けられるかどうかは、直接相談してみなければわからないことを、必ず犯罪被害者等へ説明してください。

<作成手順 (p47 様式3記入例についての解説) >

#### (a) 支援を希望する被害者等の氏名等

- ・ 対象になる犯罪被害者等を記入してください。名乗るのを拒んだり、匿名を希望する場合は、イニシャル・仮名等を記入してください。
- ・ 窓口に来た人が家族・遺族だった場合、支援を希望する被害者等の氏名等は、窓口に来た人の氏名を記入してください。
- ・ 窓口に来た人がその他（施設職員などの代理人）の場合は、支援を希望する被害者等の氏名には被害者本人の氏名を記入してください。  
また、都民センターへの情報提供に被害当事者が同意しているかどうか、委任状などから読み取れない場合は、職員から被害者本人に電話をするなどして同意を確認してください。同意を確認できない場合は、都民センターに情報提供できません。
- ・ 性別は性犯罪被やDV、ストーカーなどの被害者で同性の相談員を希望するなど、特に性別が必要な場合に記入してください。自認の性別で結構です。
- ・ 連絡先は、最低でも電話番号は記入したほうがよいが、拒むようであれば、本人から直接、都民センターに電話を入れてもらうことを前提にするので、無理に聞き出さなくてよいです。

(b) 窓口に来た人

被害当事者（直接被害を受けた本人）

家族・遺族（被害者の家族、遺族等）



犯罪被害者等

（支援を希望する人）

その他（ ）・・・施設長、学校の担任等です。

この場合は、カッコの中に、名前、本人との関係、電話番号を記入してください。

(d) 心身の状態

- ・ 心情に考慮しつつ、できる限り記入します。

(e) 犯罪被害者等の希望する支援

- ・ 被害者等の希望を記入します。

(f) これまで受けた支援

- ・ 公的機関や民間支援団体等で、支援を受けたことがあれば聴取して記入します。

(g) 都民センターの担当等

- ・ 様式3の作成者が都民センターに情報提供電話をした際、対応した都民センターの職員の名前を記入します。

(h) 情報提供についての同意確認欄および電話等相談の場合

- ・ 都民センターに情報提供をする以上は、本人同意は必要です。情報提供に同意する場合で、名前を言いたくないなどの理由で署名を拒絶した場合は、本人自書で「同意する」と記入してもらってください。
- ・ 電話の場合は、口頭で同意をもらい、電話番号を聴取し同意した日時を記入します。

(i) 連絡年月日

- ・ (a) から (f) の内容を聴取して様式3を作成した職員が、

都民センターに電話して情報提供をした日時を記入します。

- ・ 情報提供したら、都民センターからの指示を、窓口に来た人（電話をかけてきた人）に伝えてください。

#### < 都民センターからの指示の例 >

「 日の 時に都民センターの までに、ご本人から電話をしてください」

「 日の 時に都民センターの から電話します」など

#### ( j ) 担当部署連絡先

- ・ 情報提供が終わったら、犯罪被害者等の対応をした部署名、様式 3 の作成者を記入してください。
- ・ 記入後、報告課処理欄の決定を経た様式 3 の原本を、人権・男女共同参画課へ送付します。送付の際は、あらかじめ人権・男女共同参画課まで、様式 3 を提出することを電話等で連絡してください。
- ・ 提出方法は、持参あるいは交換便とし、交換便で送る際は、中味が透けないようにしてください。

#### < 情報提供手順 >

都民センターへの情報提供は、電話でします。

電話 0 3 - 5 2 8 7 - 3 3 3 6（都民センター相談電話）

（電話対応例）

「こちらは練馬区 課の です。犯罪被害に遭われた方が、都民センターで支援を受けたいと窓口にみえました。都民センターに情報提供することは、本人の同意を得ています。」

以下は都民センターの問いかけに応じて、様式 3 を基に聴取した内容や犯罪被害者等の要望を都民センターに伝えます。

最終的には、都民センターの担当者氏名や連絡先および都

民センターからの指示「 月 日 時に都民センター まで、ご本人から直接、電話をしてください」などを、犯罪被害者等へ伝えてください。

窓口に来た人が、本人の同意を得ているその他の人(施設長や学校の担任等)の場合は、都民センターが窓口に来た人(その他の人)に対して、まず、最初に電話相談を行います。



## 10 犯罪被害者等との対応事例の報告

### (1) 犯罪被害者等への支援の統計記録について

「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」では、区は組織の機能を活用して、犯罪被害者等への支援を推進するとしており、各課がそれぞれの所管する事業に関連して犯罪被害者等から問い合わせや相談を受けることを想定しています。

人権・男女共同参画課では、各課での犯罪被害者等へ対応実例を一元的に把握するために、犯罪被害者等への支援に関する統計記録を取ることにします。統計方法は、以下の「**犯罪被害者等相談報告書（様式2）**」または「**被害者支援都民センターへの情報提供書 兼 同意確認書（様式3）**」を、犯罪被害者対応を行った各課から、人権・男女共同参画課に提出してもらうこととします。

これまでも特に犯罪被害者等という要件でなくとも、各課で一般的な相談に応じ、あるいは適用できる個別の施策を実施するなどの対応を行うことがありましたが、これからは区での犯罪被害者等への対応記録を、個人を特定できる情報は除き、データ化し統計記録として蓄積していきます。

これらの記録は、練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議での犯罪被害者等のニーズの分析や施策推進のための検討材料とするほか、国、都、他自治体および関係機関等からの調査依頼があった場合にも統計データとして活用されます。

### (2) 「犯罪被害者等相談報告書(様式2)」による報告

統計記録の方法は、各課から提出される「**犯罪被害者等相談報告書（様式2）**」の内容を集約することで行います。

各課が、犯罪被害者等への支援として所管している事業を実施した、相談を受けた、都民センター以外の関係機関等を紹介したなどの対応を行った場合は、原則速やかに所定の様式2を用いて人権・男女共同参画課へ報告します。（年に1度、人権・男女共同参画課より各課へ報告依頼をしますので、まとめて提出していただいても結構です。）

「**犯罪被害者等相談報告書（様式2）**」は、「グループウェア 共有文書 庁内共有 組織別 区長 副区長 総務部 人権・男女共同参画課 犯罪被害者等支援」に掲載してあります。

提出された（様式2）は、人権・男女共同参画課において、統計処理した後、保存年限3年で保管します。

(様式2)

犯罪被害者等相談報告書			
報告課	部 課 係		
	記入者		電話
対応日	年 月 日		
犯罪の種類	殺人、傷害 性暴力 その他( )	放火 盗難	交通事故 詐欺等 不詳
相談の内容	総合的に相談したい 住居 子育て 損害賠償等の法律相談 奨学金や貸付金など その他( )	医療 精神的ケア 介護 家庭内のこと 就職や仕事のこと 生活保護 マスコミ対応 ) 不詳	
相談者の立場	被害者	家族・遺族	その他
相談者の性別・年齢	性別( )		年齢( 歳)
対応結果	所管事業を説明した、または実施した(実施予定も含む) 実施した事業等( ) 他の部署の事業を紹介し、案内した 医療機関を紹介した 関係機関を紹介した 紹介先( ) 相談を継続する 相談者の要望に添えなかった その他( )		

氏名、住所など個人が特定される情報は記入しないでください。  
 報告課で決定後、人権・男女共同参画課までグループウェアメール、または交換便でお送りください。

課長	係長	係員	受付 月 日	人権・男女共同参画課 処理欄	課長	係長	係員	報告課処理欄 受付 月 日
			決定 月 日					

### (3) 「被害者支援都民センターへの情報提供書 兼 同意確認書 (様式3)」による報告

都民センターを紹介し、犯罪被害者等の同意を得て都民センターに情報提供をした場合の取扱いについては、47 ページにあるように「被害者支援都民センターへの情報提供書 兼 同意確認書(様式3)」を作成し、都民センターに情報伝達後、(様式3)を人権・男女共同参画課へ提出してください。提出された(様式3)を集約することで、被害者等への対応状況の統計を取ります。この場合は、「犯罪被害者等相談報告書(様式2)」による報告は不要です。

なお、都民センターを紹介したが、被害者等が都民センターに事前の情報提供を希望しなかった(同意しなかった)場合は、被害者等への対応をした統計記録として(様式2)を作成し、人権・男女共同参画課まで提出してください。

「被害者支援都民センターへの情報提供書 兼 同意確認書(様式3)」は、「グループウェア 共有文書 庁内共通 組織別 区長 副区長 総務部 人権・男女共同参画課 犯罪被害者等支援」に掲載してあります。提出された(様式3)は、人権・男女共同参画課において、統計処理した後、保存年限3年で保管します。

#### 様式3と練馬区個人情報保護条例との関連について

対応した課で様式3を作成し、都民センターに情報提供をしたときは、練馬区個人情報保護条例第16条の情報の外部提供に該当します。

この場合は、練馬区個人情報保護条例第16条に基づき外部提供記録票(同施行規則4号様式)を情報公開課へ提出し、一般の閲覧に供することになります。

該当する課には人権・男女共同参画課から連絡しますので、外部提供記録票(参照p89)の作成をお願いします。

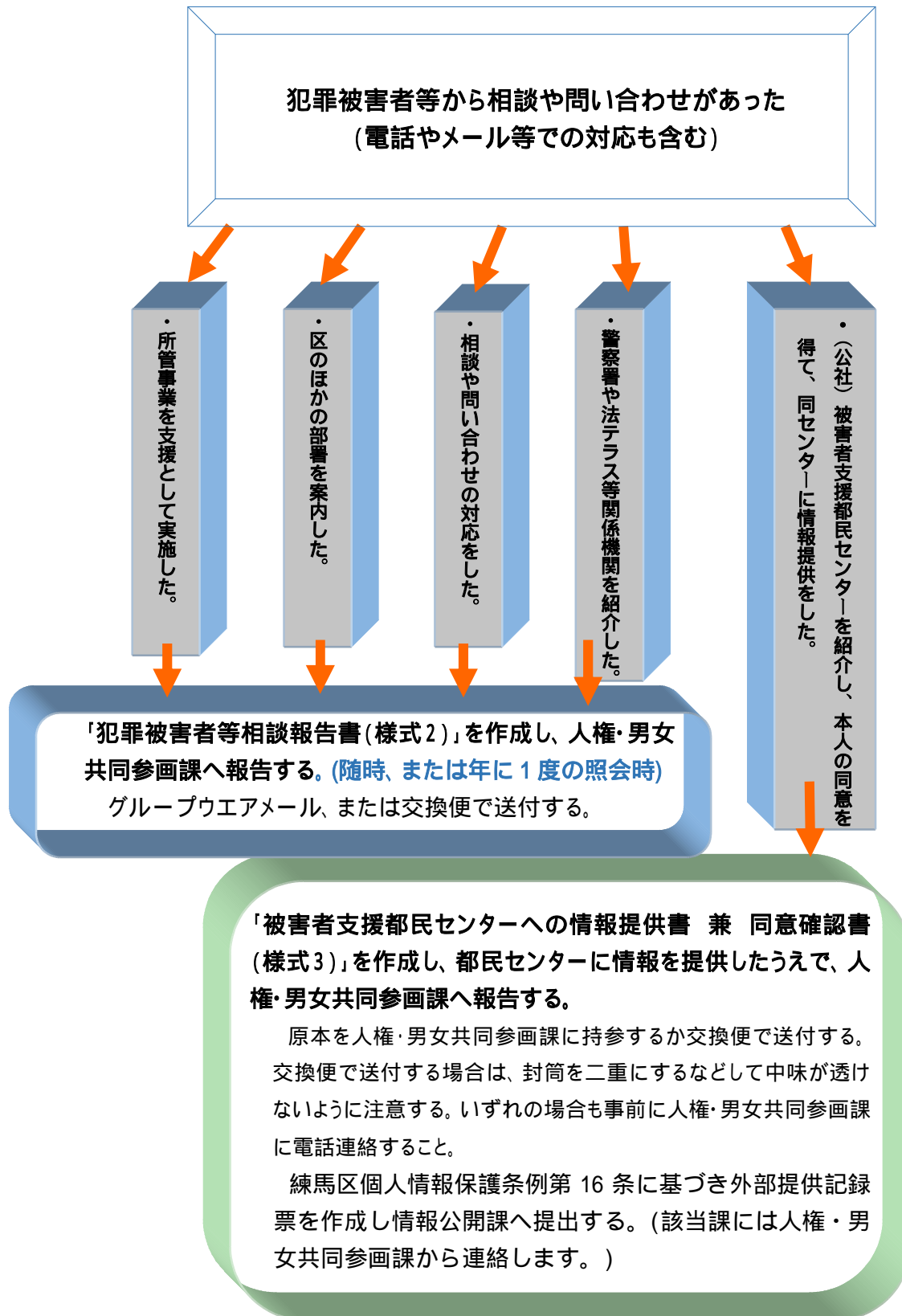
## 被害者支援都民センターへの情報提供書 兼 同意確認書 (様式3)

<b>支援を希望する被害者等の氏名等</b>	ふりがな 氏名： _____ 生年月日 _____ . _____ 年齢 _____ 性別 ( ) _____ ----- 連絡先：電話 ( ) _____ 住所： _____ メールアドレス等 _____
<b>窓口に来た人</b>	被害当事者 _____ 家族・遺族(続柄 _____ ) その他(氏名 _____ 本人との関係 _____ ( ) _____ )
<b>犯罪被害の概要</b>	被害発生日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 担当警察署： _____ ----- 犯罪被害者等 被害発生場所： 自宅 学校 職場 その他( _____ ) ----- からの申告をも とに記載する 被害の種類： 殺人 傷害 交通事件 性暴力 その他( _____ )
<b>心身の状態</b>	通院歴： あり なし ----- 通院状況： 通院中 中断 治癒 後遺障害： あり なし 具体的状況(傷害や後遺障害の程度)： _____
<b>犯罪被害者等の希望する支援</b>	_____
<b>これまで受けた支援内容等</b>	あり なし ----- 相談日： _____ 年 _____ 月 _____ 相談機関・団体名： _____ 受けた支援の概要： _____
<b>都民センターの担当等</b>	被害者支援都民センター 担当： _____ 電話： 03 - 5287 - 3336
<b>情報提供についての同意確認欄</b>	犯罪被害の支援に関する情報を上記紹介先および人権・男女共同参画課に提供することに同意します。 また、都民センターから区が支援の結果について情報提供を受けることに同意します。 署名又は同意確認記述 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 300px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span> (相談者から署名または「同意する」等直筆で記入してもらう)
<b>電話等相談の場合</b>	上記情報を(社)被害者支援都民センターに提供することに 相談者氏名( _____ )電話番号( _____ )から _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分同意を得た。
<b>情報提供年月日</b>	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
<b>担当部署</b>	部 _____ 課 _____ 係 _____
<b>連絡先</b>	内線： _____ 作成者： _____

課長	係長	係員	受付 月 日	人権・男女共同参画課 処理欄	課長	係長	係員	報告課処理欄 受付 月 日
			決定 月 日					決定 月 日

この用紙は人権・男女共同参画課において保存年限3年で保管します。

< 犯罪被害者等との対応事例の報告 >



## 11 その他関係機関等の相談窓口と事業

都民センター以外にもさまざまな犯罪被害者等支援があります。被害者のニーズをとらえ、警察署（警視庁）や検察庁、東京都等の支援へつなげてください。詳しくは下記とともにp71からの相談窓口一覧を参照してください。

### (1) 警視庁(警察署)による犯罪被害者等支援

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者と最も密接にかかわり、犯罪被害者を保護する役割を担う機関であることから、犯罪被害者の視点に立った各種施策の推進に努めています。代表的な支援は以下のとおり。

相談内容に合わせた相談窓口を設置（連絡先 p 72）

犯罪被害者ホットライン  
ヤング・テレホンコーナー  
暴力ホットライン  
サイバー犯罪対策課  
ストーカー対策室等

犯罪被害給付制度（連絡先 p 72）

日本国内又は日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く）による死亡、重症病または障害が対象となります。

それぞれ支給制限や障害の重さなど要件がありますので、詳しくは警視庁犯罪被害者支援室へ問い合わせてください。

#### **遺族給付金**

亡くなられた被害者の配偶者等遺族に支給されます。

#### **重傷病給付金**

犯罪行為により重大な負傷または疾病を受けた方に対して支給されます。

#### **障害給付金**

身体に障害が残った方に対して支給されます。

診断書料・診察料やカウンセリング費用の支援（連絡先 p73）  
事件の捜査・立証のため必要とする診断書等に要する費用の一部または全部を公費支出します。

性犯罪の被害者には、さらに緊急避妊用薬費用、性感染症検査費用、人工妊娠中絶費用、カウンセリング費用の一部または全部を支出します。

事案により要件があるので、詳しくは警視庁犯罪被害者支援室へお問い合わせください。

被害者連絡制度（連絡先 警察署または p72「警視庁総合相談センター」）

捜査の状況や加害者がどのような処分を受けたかなどの情報を、事件を担当する捜査員が連絡を行います。

## **(2) 検察庁・東京保護観察所による支援**

被害者参加制度（ p73 検察庁）

被害者やご家族が公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができます。

被害者等通知制度（ p73 東京保護観察所）

加害者の仮釈放・仮退院審理や保護観察の状況などを知ることができます。

意見等聴取制度（ p73 東京保護観察所）

加害者の仮釈放・仮退院について、地方更生保護委員会に意見を述べるすることができます。

心情等伝達制度（ p73 東京保護観察所）

保護観察中の加害者に、被害者の方の心情を伝えることができます。

## **(3) 人権侵害に関する相談**

犯罪被害者等は犯罪被害や二次的被害によって人権侵害を受けることがあります。法務省や東京都、法テラス等で、人権に関する相談を受けて受けています。（連絡先 p75）

(資 料 編)



相談窓口一覧(練馬区役所)

相談窓口一覧(練馬区役所)

(平成30年1月現在)

(1) 生活全般

特に断り書きがない場合は、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

名称	所管	所在地・場所等	電話番号	受付時間等		相談内容
一般区民相談(区職員による)	広聴広報課	練馬区区民相談所 石神井庁舎区民相談室	5984-4523 3995-1100	月～金	9:00～17:00	区政の窓口や専門相談の案内など
身の上相談(家裁調停委員)事前予約	広聴広報課	練馬区区民相談所 石神井庁舎区民相談室	5984-4523 3995-1100	月、木 金	13:00～16:00 13:00～16:00	家庭内のこと、離婚など
生活相談	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 相談係 光が丘総合福祉事務所 相談係 石神井総合福祉事務所 相談係 大泉総合福祉事務所 相談係	5984-4742 5997-7714 5393-2802 5905-5263	月～金	8:30～17:15	生活保護 資金貸付
法律相談(弁護士)事前予約	広聴広報課	練馬区区民相談所 石神井庁舎区民相談室 男女共同参画センターエーる相談室	5984-4523 3995-1100 3996-9050	月、水、金 火、木 土	13:00～16:00 13:00～16:00 13:00～16:00	借地、借家 相続、交通事故示談 など
暮らしと事業の手続相談(行政書士)事前予約	広聴広報課	練馬区区民相談所 石神井庁舎区民相談室	5984-4523 3995-1100	第1火 第3月	10:00～12:00 13:00～16:00 10:00～12:00 13:00～16:00	遺言・相続・建設宅建・風俗 営業・国籍・起業など権利 義務・事実証明に関する書 類、官公署に提出する書類 作成の相談
権利登記・供託相談(司法書士)事前予約	広聴広報課	練馬区区民相談所 石神井庁舎区民相談室	5984-4523 3995-1100	第2・4木 第4月	13:00～16:00 13:00～16:00	不動産の権利登記、裁判所・ 検察庁に提出する書類作成の 相談
行政相談(行政相談委員)	広聴広報課	練馬区区民相談所 石神井庁舎区民相談室	5984-4523 3995-1100	第1水 第3水	13:00～16:00 13:00～16:00	国や独立行政法人等への要 望 など
交通事故相談(専門相談員)事前予約	広聴広報課	練馬区区民相談所 石神井庁舎区民相談室	5984-4523 3995-1100	火 金	10:00～12:00 13:00～16:00 10:00～12:00 13:00～16:00	損害賠償手続 各種保険請求方法 など
心の相談(カウンセラー)事前予約	広聴広報課 人権・男女共同参画課	練馬区区民相談所 男女共同参画センターエーる相談室	5984-4523 3996-9050	火 月～土 祝日	10:00～16:00 10:00～19:00 10:00～17:00	孤独、挫折、不安など精神 的な悩み
消費生活相談	経済課	練馬区消費生活センター (石神井公園区民交流センター)	5910-4860 (相談専用電話)	月～金	9:00～16:30	商品・悪質商法への苦情 や契約のトラブル
住民票の交付・閲覧の制限	戸籍住民課	住民記録係	5984-2796	月～金	8:30～17:15	
外国語での生活相談	地域振興課	事業推進係	5984-4333	月～金 金 月	13:00～17:00 13:00～17:00 13:00～17:00	英語、中国語 ハングル タガログ語
多言語での情報提供	地域振興課	文化交流ひろば・情報コーナ	3975-1252	月～金 土・日・祝 年末年始等休 館日は除く	10:00～13:00 13:00～16:00	英語:火・木・土 中国語:水・金・日 ハングル:月

(2) 犯罪被害者等支援

名称	所管	所在地・場所	電話番号	受付時間等		相談内容
人権に関する窓口相談	人権・男女共同参画課	人権啓発担当係	5984-1452	月～金	8:30～17:15	区職員からの犯罪被害者 支援に関する相談。

相談窓口一覧(練馬区役所)

(3) 人権関係

特に断り書きがない場合は、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

名称	所管	所在地・場所	電話番号	受付時間等	相談内容	
人権擁護相談(人権擁護委員) 事前予約	広聴広報課	練馬区区民相談所	5984-4523	第1木	13:00~16:00	差別、名誉失墜など
		石神井庁舎区民相談室	3995-1100	第2月	13:00~16:00	

(4) 家庭、DV、性的マイノリティ相談等

特に断り書きがない場合は、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

名称	所管	所在地・場所	電話番号	受付時間等	相談内容	
総合相談	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター エーる相談室	3996-9050	年末年始を除く毎日 祝日	9:00~19:00 9:00~17:00	
性的マイノリティ相談(特設)	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター エーる相談室	3996-9050	第3土	9:00~17:00	
配偶者暴力(DV)相談	練馬区配偶者暴力相談支援センター	人権・男女共同参画課	5984-1497	月~金	8:30~17:15	配偶者暴力(DV)被害者相談
		男女共同参画センター エーる相談室	3996-9050	月~土	9:00~17:00	
		練馬総合福祉事務所 相談係	5984-4742			
		光が丘総合福祉事務所 相談係	5997-7714	月~金	8:30~17:15	
		石神井総合福祉事務所 相談係	5393-2802			
大泉総合福祉事務所 相談係	5905-5263					
配偶者等の暴力(DV)に対する専門相談・カウンセリング 事前予約	練馬区配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画センター エーる相談室	3996-9050	月 水・金(第1除く) 祝日の水・金	9:00~17:00 10:00~19:00 10:00~17:00	配偶者暴力(DV)被害者相談
		練馬区区民相談所		第1金	9:00~17:00	
DV専用ダイヤル	練馬区配偶者暴力相談支援センター		5393-3434	月~金 土・日 祝日	9:00~21:00 9:00~19:00 9:00~17:00	配偶者暴力(DV)被害者相談
ひとり親家庭総合相談	生活福祉課	ひとり親家庭支援係	5984-1319	月~金	8:30~17:15	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の悩み等
家庭相談/家庭内の問題 事前予約	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 相談係	5984-4742	月・水・金	8:30~17:15	家庭内の悩み 債務整理等
		光が丘総合福祉事務所 相談係	5997-7714			
		石神井総合福祉事務所 相談係	5393-2802			
		大泉総合福祉事務所 相談係	5905-5263			
母子・女性相談	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 相談係	5984-4742	月~金	8:30~17:15	母子、父子、女性などの相談
		光が丘総合福祉事務所 相談係	5997-7714			
		石神井総合福祉事務所 相談係	5393-2802			
		大泉総合福祉事務所 相談係	5905-5263			
性感染症に関する相談	各保健相談所	豊玉保健相談所	3992-1188	月~金	8:30~17:15	性感染症に関する相談全般
		北保健相談所	3931-1347			
		光が丘保健相談所	5997-7722			
		石神井保健相談所	3996-0634			
		大泉保健相談所	3921-0217			
関保健相談所	3929-5381					

相談窓口一覧(練馬区役所)

(5) 子ども

特に断り書きがない場合は、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

名称	所管	所在地・場所	電話番号	受付時間等	相談内容	
子育て家庭の総合相談	練馬子ども家庭支援センター	練馬子ども家庭支援センター	3993-8155	月～金 土	9:00～19:00 9:00～17:00	子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、調整を行う
		練馬子ども家庭支援センター 練馬駅北分室	6758-0141	月～金 土	9:00～19:00 9:00～17:00	
		光が丘子ども家庭支援センター	5997-7759	月～土	9:00～17:00	
		関子ども家庭支援センター	5927-5911	月～土	9:00～17:00	
		貫井子ども家庭支援センター	3577-9820	月～土	9:00～17:00	
		大泉子ども家庭支援センター	3925-6713	月～土	9:00～17:00	
児童虐待相談、子育て家庭の総合相談	練馬子ども家庭支援センター	児童福祉担当係(練馬) 児童福祉担当係(石神井)	3993-8155 3995-1108	月～金 土	9:00～19:00 9:00～17:00	区民等から児童虐待の相談や通報を受ける
児童虐待相談、通告専用ダイヤル(フリーダイヤル)	練馬子ども家庭支援センター	練馬子ども家庭支援センター	0120-248-551	月～金 土	9:00～19:00 9:00～17:00	
子ども相談	子育て支援課	各児童館 (わたしの便利帳参照)		月～金 土	10:00～18:00 9:00～18:00	
子育て相談	練馬子ども家庭支援センター	西大泉びよびよ	3978-8881	月～土	10:00～17:00	
		北大泉児童館びよびよ	3921-4856	月～木・土		
		光が丘児童館びよびよ	3975-7137	月～土		
		田柄地区区民館びよびよ	3926-4934	月・火・木～土		
		春日町南地区区民館びよびよ	3926-4974	月・火・木～土		
		立野地区区民館びよびよ	3928-6217	月～水・金・土		
		練馬びよびよ(ひろば室)	3993-8200	日～土 (年末年始を除く祝日も開室)	9:00～16:00	
		光が丘びよびよ(ひろば室)	3979-8101		9:00～17:00	
		関びよびよ	5991-4711	月・火・木～土		
		大泉びよびよ	3925-6716	月・火・木～土		
	貫井びよびよ	3577-9823	月～水・金・土			
	保育課	各区立保育園(わたしの便利帳参照)		月～金	10:00～15:00	
育児・栄養・歯科に関する相談	各保健相談所	豊玉保健相談所 北保健相談所 光が丘保健相談所 石神井保健相談所 大泉保健相談所 関保健相談所	3992-1188 3931-1347 5997-7722 3996-0634 3921-0217 3929-5381	月～金	8:30～17:15	
教育相談 事前予約	学校教育支援センター	学校教育支援センター教育相談室(光が丘)	5998-0091	月～金(金は18:00まで)	9:00～17:00	不登校、いじめ、発達の違い、学業不振、非行など
		学校教育支援センター練馬	3991-3666		9:00～17:00	
		学校教育支援センター関	3928-7200		9:00～17:00	
		学校教育支援センター大泉	6385-4681		9:00～17:00	

相談窓口一覧(練馬区役所)

(6) 高齢者・障害者

特に断り書きがない場合は、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

名称	所管	所在地・場所	電話番号	受付時間等	相談内容	
高齢者や介護をしている 家族の方の総合的相談	高齢者支援課	第2育秀苑地域包括支援センター	5912-0523	月～土	8:30～17:15	介護保険の申請 介護予防 権利擁護 高齢者虐待等の相談等
		桜台地域包括支援センター	5946-2311			
		豊玉地域包括支援センター	3993-1450			
		練馬地域包括支援センター	5984-1706			
		練馬区役所地域包括支援センター	5946-2544			
		中村橋地域包括支援センター	3577-8815			
		北町地域包括支援センター	3937-5577			
		練馬キングス・ガーデン地域包括支援センター	5399-5347			
		田柄地域包括支援センター	3825-2590			
		練馬高松園地域包括支援センター	3926-7871			
		光が丘地域包括支援センター	5968-4035			
		高松地域包括支援センター	5372-6064			
		第3育秀苑地域包括支援センター	6904-0192			
		練馬ゆめの木地域包括支援センター	3923-0269			
		高野台地域包括支援センター	5372-6300			
		石神井地域包括支援センター	5923-1250			
		フローラ石神井公園地域包括支援センター	3996-0330			
		第二光陽苑地域包括支援センター	5991-9919			
		関町地域包括支援センター	3928-5222			
		上石神井地域包括支援センター	3928-8621			
やすらぎミラージュ地域包括支援センター	5905-1190					
大泉北地域包括支援センター	3924-2006					
大泉学園地域包括支援センター	5933-0156					
南大泉地域包括支援センター	3923-5556					
大泉地域包括支援センター	5387-2751					
		平成30年4月から「高齢者相談センター」の呼称を「地域包括支援センター」に変更し、25か所の地域包括支援センターに再編します。				
身体障害者に関する相談	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 障害者支援係	5984-4609	月～金	8:30～17:15	身体障害者手帳の交付 障害者総合支援法 児童福祉法に基づく障害福祉サービス その他支援
		光が丘総合福祉事務所 障害者支援係	5997-7796			
		石神井総合福祉事務所 障害者支援係	5393-2816			
		大泉総合福祉事務所 障害者支援係	5905-5272			
		練馬総合福祉事務所 知的障害者担当係	5984-4611			
知的障害者に関する相談	各総合福祉事務所	光が丘総合福祉事務所 知的障害者担当係	5997-7075	月～金	8:30～17:15	愛の手帳の交付 障害者総合支援法 児童福祉法に基づく障害福祉サービス その他支援
		石神井総合福祉事務所 知的障害者担当係	5393-2815			
		大泉総合福祉事務所 知的障害者担当係	5905-5273			
		豊玉保健相談所	3992-1188			
精神疾患に関する相談 精神保健に関する相談 (精神科専門医による相談) 専門医相談は事前予約	各保健相談所	北保健相談所	3931-1347	月～金	8:30～17:15	精神障害者保健福祉手帳・ 自立支援医療などの相談 精神保健に関する相談(予約制)
		光が丘保健相談所	5997-7722			
		石神井保健相談所	3996-0634			
		大泉保健相談所	3921-0217			
		関保健相談所	3929-5381			
		ねりま区報21日号に翌月の予定を掲載しています				

(7) 支援(保健・福祉サービスなど)

特に断り書きがない場合は、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

名称	所管	所在地・場所等	電話番号	受付時間等	内容
エイズ・性感染症検査	保健予防課	豊玉保健相談所	3992-1188	金(月1回) 9:00~10:00	HIV抗体検査、梅毒検査などの検査が無料で受けられます。検査日は月1回程度。(クラミジア・淋菌の検査は年に2回)要予約。
児童手当	子育て支援課	児童手当係	5984-5824	月~金(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15 ひとり親関係の手続きのみ夜間予約可(当日17時までに予約する。)	平成30年1月現在での、諸手当について記載しています。 所得制限や提出書類等については、事前にお問い合わせください
児童育成手当 育成手当					児童手当
児童育成手当 障害手当					児童手当
児童扶養手当					児童扶養手当
特別児童扶養手当					特別児童扶養手当

相談窓口一覧(練馬区役所)

身体障害、知的障害および難病の方を対象とした福祉手当	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 福祉事務係 光が丘総合福祉事務所 福祉事務係 石神井総合福祉事務所 福祉事務係 大泉総合福祉事務所 福祉事務係	5984-4612 5997-7060 5393-2817 5905-5274	月～金	8:30～17:15	心身障害者福祉手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 重度心身障害者手当
子ども医療費助成	子育て支援課	児童手当係	5984-5824		8:30～17:15	中学3年生までの児童の医療費助成(乳子医療証)
小児慢性特定疾病医療費助成	保健予防課 各保健相談所	予防係 豊玉保健相談所 北保健相談所 光が丘保健相談所 石神井保健相談所 大泉保健相談所 関保健相談所	5984-2484 3992-1188 3931-1347 5997-7722 3996-0634 3921-0217 3929-5381	月～金	8:30～17:15	
ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援課	児童手当係	5984-5824	月～金	8:30～17:15	ひとり親家庭、またはこれに準ずる家庭の方に、 ⑨医療証を交付し、健康保険で医療を受けたときの自己負担金(高額療養費および食事療養費を除く)を助成します。 ただし、所得制限があります。また住民税課税世帯は、一部自己負担があります。
心身障害者医療費の助成	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 福祉事務係 光が丘総合福祉事務所 福祉事務係 石神井総合福祉事務所 福祉事務係 大泉総合福祉事務所 福祉事務係	5984-4612 5997-7060 5393-2817 5905-5274	月～金	8:30～17:15	65歳未満で身体障害者手帳、愛の手帳を取得された方 所得要件、等級要件あり
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 相談係 光が丘総合福祉事務所 相談係 石神井総合福祉事務所 相談係 大泉総合福祉事務所 相談係	5984-4742 5997-7714 5393-2802 5905-5263	月～金	8:30～17:15	小学生以下の児童がいるひとり親家庭で子どもの見守りや保育園の送迎などに支障がある時にホームヘルパーの利用を支援。
ファミリーサポート(育児支えあい)	練馬子ども家庭支援センター	ファミリーサポートセンター	3993-4100	保育時間 7:00～20:00 電話受付 9:00～17:00	区内在住の方。ファミリーサポートセンターで会員登録のうえ、子ども(産後58日～小学校6年)の預かりを1時間800～900円で援助会員に依頼する	
乳幼児一時預かり事業	練馬子ども家庭支援センター	練馬びよびよ(一時預かり室) 光が丘びよびよ(一時預かり室) 貫井びよびよ 関びよびよ 大泉びよびよ	6758-0142 5997-7763 3577-9823 5991-4711 3925-6716	練馬 日～土 9:00～12:00 12:00～15:00 15:00～18:00 光が丘・貫井 日～土 10:00～13:00 13:00～16:00 関・大泉 水・日 10:00～13:00 13:00～16:00	区内在住の方。事前登録のうえ、子ども(6ヶ月～就学前)を、一時預かりする(1歳未満2000円、1歳以上1,500円)	

相談窓口一覧(練馬区役所)

一時預かり	保育課	私立保育所係	5984-1634	月～金 8:30～ 17:15	区内在住の方、一部の保育園で実施。 現在保育園等を利用していない方。 利用年齢など各保育園ごとに異なります。	
子どもショートステイ (短期入所)	練馬子ども家庭 支援センター	陽だまり荘 豊玉南3-32-35	3991-7893		区内在住の方。 保護者の出産、病気、出張などの際、宿 泊型一時保育(陽だまり荘は満2歳～小 学校6年、石神井学園は満2歳～17歳、 聖オディリアホームは生後2か月～1歳) 住民税非課税世帯、生活保護受給世帯 は減免措置有	
		東京都石神井学園 石神井台3-35-23	3996-4191			
		聖オディリアホーム乳児院 中野区上鷺宮5-28-28	3993-8155 (電話番号は育児支援係)			
子どもトワイライトステイ (夜間一時保育)	練馬子ども家庭 支援センター	光が丘びよびよ(一時預かり室) 光が丘2-9-6(光が丘区センター内)	5997-7763		区内在住の方。 保護者の出産、病気、出張などの際、夜 間一時保育(びよびよは満2歳～小学校 6年、石神井学園は満2歳～17歳まで) 住民税非課税世帯、生活保護受給世帯 は減免措置有	
		東京都石神井学園 石神井台3-35-23	3996-4191			
		練馬びよびよ(ひろば室) 豊玉北5-18-12	3993-8200			
育児支援ヘルパー	練馬子ども家庭 支援センター	育児支援係	3993-8155		区内在住の方、妊娠期から生後18か 月に達した月の末日までの方。 産前産後の体調不良などで家事や育児 が困難なご家庭にヘルパーを派遣す る。 住民税非課税世帯、生活保護世帯は減 免措置有	
短期特例保育事業	保育課	保育事業者係	5984-5845	保育時間: 8:30～17:00 までの間の 8時間。 基本保育 料:1,000円 (区立保育 園は1,300 円 昼食代 含む)	区内在住の生後58日以上から就学前 の児童。 保護者の出産、入院、家族の看護等 の事由により一時的に保育に欠ける場 合に、短期特例保育員または一部の私 立保育園・認証保育所、欠員のある区 立保育園で一時的に保育する制度で す。 期間は原則1か月以内(出産の場合 は3週間)。 住民税非課税世帯、生活保護世帯等 は免除措置有	
病児・病後児保育	保育課	(病後児保育施設)ソラスト中 村橋	5241-5110		保育所などに通所する区内在住の児 童、区内保育所などに通所する児童で、 生後6か月～10歳未満の児童。 住民税非課税世帯、生活保護世帯等 は保育料の免除措置有、所得税非課税 世帯は保育料の減額措置有	
		ナーサリールーム ペリーベアー練馬	5946-6714			
		こどもデイケアプリムラ	3928-5032			
		順天堂大学練馬病院 病児・病後児保育室みつばち ねりま	080-2674-4636 5923-3111			
		練馬区医師会病児保育セン ター ばるむ光が丘	3977-9400			
		練馬区医師会病児保育セン ター ばるむ大泉	5947-5233			
		アイル平和台病児保育室	5848-2916			
身体障害、知的障害およ び難病の方を対象とした 障害福祉サービス	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 障害者支援係	5984-4609	月～金	8:30～17:15	居宅介護(ホームヘルプ) 短期入所(ショートステイ) 施設入所・通所 グループホーム 就労支援 移動支援 障害児通所 更生医療 補装具費の支給 その他
		知的障害者担当係	5984-4611			
		光が丘総合福祉事務所 障害者支援係	5997-7796			
		知的障害者担当係	5997-7075			
		石神井総合福祉事務所 障害者支援係	5393-2816			
		知的障害者担当係	5393-2815			
		大泉総合福祉事務所 障害者支援係	5905-5272			
		知的障害者担当係	5905-5273			

相談窓口一覧(練馬区役所)

精神疾患のある方の ・居宅介護 (ホームヘルプ) ・日中一時支援 ・短期入所	各保健相談所	豊玉保健相談所 北保健相談所 光が丘保健相談所 石神井保健相談所 大泉保健相談所 関保健相談所	3992-1188 3931-1347 5997-7722 3996-0634 3921-0217 3929-5381	月～金	8:30～17:15	
高齢者の ・緊急一時宿泊	高齢者支援課	第2育秀苑地域包括支援センター 桜台地域包括支援センター 豊玉地域包括支援センター 練馬地域包括支援センター 練馬区役所地域包括支援センター 中村橋地域包括支援センター 北町地域包括支援センター 練馬キングス・ガーデン地域包括支援センター 田柄地域包括支援センター 練馬高松園地域包括支援センター 光が丘地域包括支援センター 高松地域包括支援センター 第3育秀苑地域包括支援センター 練馬ゆめの木地域包括支援センター 高野台地域包括支援センター 石神井地域包括支援センター フローラ石神井公園地域包括支援センター 第二光陽苑地域包括支援センター 関町地域包括支援センター 上石神井地域包括支援センター やすらぎミラージュ地域包括支援センター 大泉北地域包括支援センター 大泉学園地域包括支援センター 南大泉地域包括支援センター 大泉地域包括支援センター 平成30年4月から「高齢者相談センター」の呼称を「地域包括支援センター」に変更し、25か所の地域包括支援センターに再編します。	5912-0523 5946-2311 3993-1450 5984-1706 5946-2544 3577-8815 3937-5577 5399-5347 3825-2590 3926-7871 5968-4035 5372-6064 6904-0192 3923-0269 5372-6300 5923-1250 3996-0330 5991-9919 3928-5222 3928-8621 5905-1190 3924-2006 5933-0156 3923-5556 5387-2751	月～土	8:30～17:15	(1)介護する家族の疾病、けが、親族等の葬儀への参加等のため介護が受けられない場合または介護する家族による虐待が行われている場合で、緊急に短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護の必要がある介護保険の被保険者(第2号被保険者を含む。)のうち、要介護もしくは要支援の認定を受けたものまたは介護予防・日常生活支援総合事業対象者  (2)生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね65歳以上の者(介護保険の認定を受けた者を除く)
食事サービス(高齢者)	高齢社会対策課	介護予防生活支援サービス係	5984-4596	月～金	8:30～17:15	申請からサービス開始まで1週間程度
通訳ボランティアの派遣 事前予約必要	地域振興課	事業推進係	5984-4333	月～金	8:30～17:15	原則1週間前までに予約、派遣先は区に關係する場所に限る。



(9) 支援(貸付金・経済的支援あつせん)、健康保険・年金など給付 注意:犯罪被害者等を特に対象としたものではありません

祝休日、年末年始は休みです。

相談審査の上、可否を決定します。貸付資金の種類ごとに貸付条件・基準があります。融資のあつせんごとにあつせん条件・基準があります。詳しくは事前にお問い合わせください。

名称	所管	所在地・場所	電話番号	受付時間等		内容
高額療養費 療養費 限度額適用認定証(国保のみ) 限度額適用・標準負担額減額認定証 葬祭費	国保年金課	こくほ給付係	5984-4553	月～金	8:30～17:15	国保、後期高齢者医療制度(以下、「後期」という。)に加入している方。国保は75歳未満。後期は75歳以上の方と65歳から74歳までの障害認定を受けた方。 限度額適用・標準負担額減額認定証は(国保は世帯主と国保加入者全員が、後期は世帯全員が)住民税非課税であること。
		後期高齢者資格係	5984-4587			
健康保険料の減額・免除	国保年金課	こくほ資格係 後期高齢者保険料係	5984-4554 5984-4588	月～金	8:30～17:15	火災や傷病など特別な事情がある方。収入や資産に制限あり。国保は75歳未満。後期は75歳以上の方と65歳から74歳までの障害認定を受けた方。
介護保険料の減免	介護保険課	資格保険料係	5984-4592	月～金	8:30～17:15	収入等基準あり
高額介護サービス費の支給 自己負担の減免	介護保険課	給付係	5984-4591	月～金	8:30～17:15	収入等基準あり
障害基礎年金 遺族基礎年金 死亡一時金 国民年金保険料の免除	国保年金課	国民年金係	5984-4561	月～金	8:30～17:15	納付要件、収入要件、障害の状態などの諸要件あり。 厚生年金は練馬年金事務所へ。
応急小口資金	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 相談係	5984-4742	月～金	8:30～17:15	区内に1か月以上住み、生活保護を受けておらず、火災や病気などで緊急に費用が必要となり、その調達が困難な方で、返済が確実な方。要保証人(資金により取り扱いが異なる)
		光が丘総合福祉事務所 相談係	5997-7714			
		石神井総合福祉事務所 相談係	5393-2802			
		大泉総合福祉事務所 相談係	5905-5263			
入院資金	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 相談係	5984-4742	月～金	8:30～17:15	区内に1か月以上住み、65歳以上または身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちで入院中の療養費などの支払いが困難な方。要保証人
		光が丘総合福祉事務所 相談係	5997-7714			
		石神井総合福祉事務所 相談係	5393-2802			
		大泉総合福祉事務所 相談係	5905-5263			
東京都母子及び父子福祉資金 (事業開始、事業継続、技能修得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度)	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 相談係	5984-4742	月～金	8:30～17:15	都内に6か月以上住み、現に区内に住所があり、20歳未満のお子さん等を扶養している母子家庭または父子家庭の方。 要保証人(資金により取り扱いが異なる)
		光が丘総合福祉事務所 相談係	5997-7714			
		石神井総合福祉事務所 相談係	5393-2802			
		大泉総合福祉事務所 相談係	5905-5263			
女性福祉資金 (事業開始、事業継続、技能習得、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度)	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 相談係	5984-4742	月～金	8:30～17:15	都内に6か月以上住み、現に区内に住所があり、配偶者のいない女性で親・子、兄弟姉妹などを扶養している方。または25歳以上の単身者で前年の所得が一定基準以下の方。 要保証人(資金により取り扱いが異なる)
		光が丘総合福祉事務所 相談係	5997-7714			
		石神井総合福祉事務所 相談係	5393-2802			
		大泉総合福祉事務所 相談係	5905-5263			

相談窓口一覧(練馬区役所)

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業ほか	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 相談係 光が丘総合福祉事務所 相談係 石神井総合福祉事務所 相談係 大泉総合福祉事務所 相談係	5984-4742 5997-7714 5393-2802 5905-5263	月～金 ひとり親家庭支援係は夜間・第2、第4土曜日でも予約制で対応	8:30～17:15 ひとり親家庭支援係は夜間20:00時まで(要予約) 第2、4土曜日は10:00～16:00(要予約)	所得など諸条件あり
	生活福祉課	ひとり親家庭支援係	5984-1319			
生活保護	各総合福祉事務所	練馬総合福祉事務所 相談係 光が丘総合福祉事務所 相談係 石神井総合福祉事務所 相談係 大泉総合福祉事務所 相談係	5984-4742 5997-7714 5393-2802 5905-5263	月～金	8:30～17:15	収入など基準あり
家屋の工事(修繕・増改築)の業者紹介	経済課	中小企業振興係	5984-1483	月～金	8:30～17:15	家屋のいたみや雨もり修繕、リフォームなど家屋の工事を行うとき、練馬区住宅サービス協議会が相談、見積、施工する業者を紹介します。
練馬区産業融資あっせん事業	経済課	融資係(Coconeri4階)	5984-2673	月～金	9:00～17:00	区内中小企業の経営安定をはかるため、必要な事業資金を低利で利用できるよう、区が金融機関の融資をあっせんするとともに、利子の一部を負担する。
落書き消去委託事業	環境課	まち美化推進係	5984-4709	月～金	8:30～17:15	道路に面した自宅の塀や壁が落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して無料で落書き消しを行っています。同時に警察署にも被害届を出してください。
練馬区住宅改修資金融資あっせん	住宅課	管理係	5984-1289	月～金	8:30～17:15	自己資金だけでは住宅の修繕が困難な区民に対し、区内の金融機関(信用金庫、農協)に融資のあっせんを行います。なお、金融機関で融資が決定されたうえで、場合により区は利子補給を行います。

相談窓口一覧(練馬区役所)

<p>公営住宅の募集 (住宅に困っている一定の所得以下の方対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都営住宅</li> <li>・シルバーピア(高齢者対象)</li> <li>・区営住宅(一般世帯・ひとり親世帯・若年ファミリー・単身者)</li> <li>・区立高齢者集合住宅(単身者・二人世帯向け)</li> </ul>	住宅課	住宅係	5984-1619	月～金	8:30～17:15	<p>都営住宅の家族向け住宅の抽選については、DV被害者世帯・犯罪被害者世帯の当選確率が一般の5倍になる優遇抽選制度があります。(ポイント方式、定期使用住宅、若年ファミリー向けは除く)</p> <p>都営住宅、区営住宅では、単身者向けは、60歳以上が原則ですが、DV被害者は60歳以下でも申込み可能です。</p> <p>区営住宅の単身者向け募集は、行わない場合があります。</p>
<p>都営住宅の募集には、年4回実施する定期募集と毎月実施する募集があります。</p> <p>定期募集は配布期間に区役所(1・2階庁舎案内および13階住宅課)・区民事務所・図書館で配布する募集案内の冊子が必要です。</p> <p>毎月募集は東京都住宅供給会社のホームページから申込書等をダウンロードして申し込みを行います。</p> <p>いずれも入居資格等を東京都住宅供給会社の募集センター(03-3498-8894)へお問い合わせください。</p> <p>区営住宅は毎年5月21日発行のねりま区報でお知らせします。</p>						
火災見舞金	危機管理課	安全安心係	5984-1027	月～金	8:30～17:15	練馬区内の世帯または事業所。半焼以上など条件あり。
区民交通傷害保険	交通安全課	安全対策係	5984-1309	月～金	8:30～17:15	募集の時期が限られているので、所管課にお問い合わせのこと
区指定葬儀場使用料助成金 区民葬儀	地域振興課	事業推進係	5984-1523	月～金	8:30～17:15	

相談窓口一覧(警視庁その他)

相談窓口一覧 (警視庁その他)

(平成30年1月現在)

(1) 生活全般

受付時間等に「24時間」とされていないものは、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

名称	所管	所在地・場所等	電話番号	受付時間等		相談内容
法テラス・サポートダイヤル	法テラス		0570-078374	月～金	9:00～21:00	専門オペレーターが、法制度や相談機関・団体等を紹介
				土	9:00～17:00	
消費生活相談 架空請求110番	東京都消費生活総合センター	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階	3235-1155 消費生活相談 3235-2400 架空請求	月～土	9:00～17:00	販売方法、契約内容、品質のトラブルなど消費生活に関する相談
外国人相談	東京都	新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎3階南側	5320-7744 英語	月～金	9:30～12:00 13:00～17:00	日本の習慣・社会制度、交通事故、家族や子供に関する問題など日常生活にかかわる問題
			5320-7766 中国語	火、金	9:30～12:00 13:00～17:00	
			5320-7700 韓国語	水	9:30～12:00 13:00～17:00	
職業相談・紹介 雇用保険失業給付	ハローワーク池袋	サンシャイン庁舎 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 3階	5958-8609 雇用保険給付課	月～金	8:30～17:15	雇用保険受給手続きなど
		池袋本庁舎 豊島区東池袋3-5-13	5911-8609 職業相談	月・水・木	8:30～17:15	就職相談 マザーズコーナー(未成年のお子さんをお持ちの方のための就職相談・予約制)など
			3987-8609	火・金	8:30～19:00	雇用保険雇用継続給付の 手続き(高齢雇用継続給付、育児休業・介護休業給付) 各種変更の手続きなど
				土(第2・4)	10:00～17:00	
ワークサポートねりま (石神井公園区民交流センター) 練馬区石神井町2-14-1 石神井公園ビアレスA棟2階	03-3904-8609	月～金	9:00～17:00	ハローワーク池袋の職員による職業相談 ワークサポートねりまは職業相談・紹介のみ		
税の申告・相談	練馬東税務署	練馬区旭町2-8-18(旧「科学技術振興機構情報資料館」庁舎)	03-6371-2332	月～金	8:30～17:00	相続税など国税の申告、相談。面接相談は確定申告期間中以外は要予約。 練馬東税務署は練馬区栄町23-7(3993-3111)から移転しています。移転期間は平成29年11月6日から平成31年9月末ごろまでの予定。
	練馬西税務署	練馬区東大泉7-31-35	03-3867-9711			
労災保険の請求 労働問題に関する相談	新宿 総合労働相談コーナー	新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎4階 (新宿労働基準監督署内)	03-6863-4460	月～金	9:00～17:00	労働災害によって負傷した場合などには、労働基準監督署に備え付けてある請求書を提出することにより、「療養補償給付」や「休業補償給付」などが受けられる場合があります。
	池袋 総合労働相談コーナー	豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎1階 (池袋労働基準監督署内)	03-6871-6537			
生活福祉資金 (教育支援資金、葬祭、転居、医療費など貸付)	練馬区社会福祉協議会	練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階	3991-5560	月～金	8:30～17:15	収入が少ない世帯、介護や療育を必要とする高齢者など その他要件あり
不動産担保型生活資金	練馬区社会福祉協議会	練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階	3991-5560	月～金	8:30～17:15	次の条件を満たす方 申込者が所有する不動産に居住していること 世帯構成員が65歳以上であること 区民税非課税および均等割課税程度の低所得世帯 配偶者または親以外の同居人がいないこと 不動産に質借権・抵当権が設定されていないこと 要保証人 その他要件あり
老齢厚生年金 遺族厚生年金 障害厚生年金ほか	日本年金機構 練馬年金事務所	練馬区石神井町4-27-37	03-3904-5491	月～金	8:30～17:15	年金の申請、保険料の免除、相談など

## 相談窓口一覧(警視庁その他)

(生活全般)

東京都育英資金	東京都私学財団	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階	03-5206-7929	月～金	9:00～17:45	都内在住で高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)に在学する方のうち、勉強意欲がありながら経済的理由により就学が困難な方に、無利息で奨学金を貸付制度についての質問は東京私学財団へ、申し込みは学校へ。
就学支援金(国) 授業料軽減助成金(都) 奨学給付金(都)	東京都私学財団	新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル2階・3階 東京都私学就学支援金センター	03-5206-7925	月～金	9:15～17:00	私立高校の授業料や学費全般の支援。制度についての問合わせは左記東京都私学就学支援金センターへ。申込は就学支援金については学校、授業料軽減助成金と奨学給付金はセンターへ。
奨学金制度	日本学生支援機構	東京都新宿区市谷本村町10-7	<a href="http://www.jasso.go.jp/">http://www.jasso.go.jp/</a>			大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)および大学院で学ぶ人を対象にした奨学金。第一種奨学金(無利息)と第二種奨学金(利息付)などがあります。学力や家計等に基準があります。申し込みは在学の学校へ。
あしなが育英会		千代田区平河町1-6-8 平河町貝坂ビル	03-3221-0888	月～金	9:00～17:00	病気や災害、自死(自殺)など、道路上の交通事故以外で親を亡くした子供たちや、親が重度後遺障害で働けない家庭の子供が高校、大学、専門学校に進学する際、奨学金を無利子で貸付

### (2) 犯罪被害者等支援

受付時間等に「24時間」とされていないものは、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

犯罪被害には交通事故も含まれます。交通事故に特化した相談窓口は次の(3)交通事故にも案内があるので参照してください。

名称		所在地・場所	電話番号	受付時間等	相談内容
被害者支援都民センター		新宿区戸山3-18-1	5287-3336 (直) 5287-3387 FAX	月、木、金 9:30～17:30 火、水 9:30～19:00	電話相談・面接相談のほか、警察署・検察所や裁判所などへの付き添いなど、犯罪直後の初期の段階から継続的に支援します
警視庁総合相談センター	警視庁		03-3501-0110 #9110(プッシュホン)	24時間	犯罪に関する相談窓口案内
犯罪被害者ホットライン	警視庁		3597-7830 (直) #8103(プッシュホン)	月～金 8:30～17:15	犯罪被害による心の悩み相談
ヤング・テレホン・コーナー	警視庁		03-3580-4970	24時間 (専門担当者による相談は月～金8:30～17:15)	少年にかかわる相談全般
暴力ホットライン	警視庁		03-3580-2222	24時間	暴力団に関する困りごと相談
暴力団追放運動推進都民センター	暴力団追放運動推進都民センター	千代田区内神田1-1-5 東京都産業労働局神田庁舎	03-3291-8930 0120-893-240	月～金 9:00～17:00	暴力団員による不当な行為に関する相談事業、被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟の支援など
サイバー犯罪対策課	警視庁		03-3431-8109	月～金 8:30～17:15	インターネットトラブルなどの相談
ストーカー対策室	警視庁	千代田区霞ヶ関2-1-1 警視庁	03-3581-4321(代表) (ストーカー対策室希望と告げるごと)	月～金 8:30～17:15	ストーカー関係の相談
区内三警察署	練馬警察署 光が丘警察署 石神井警察署	練馬区豊玉北5-2-7 練馬区光が丘2-9-8 練馬区石神井町6-17-26	3994-0110 5998-0110 3904-0110	24時間	事件・事故の通報、犯罪被害に係る相談
犯罪被害給付制度	警視庁	犯罪被害者支援室	03-3581-4321(代表) (内線33633)	月～金 8:30～17:15	遺族給付金 重傷病給付金 障害給付金

相談窓口一覧(警視庁その他)

診断書料・診察料・カウンセリング等 警視庁による経済的支援	警視庁	犯罪被害者支援室	03-3581-4321(代表)	月～金	8:30～17:15	診断書料・診察料等の一部または全部を支出。 性犯罪の被害者には、さらに緊急避妊薬費用、性感染症検査費用、人工妊娠中絶費用、カウンセリング費用の一部または全部を支出。
奨学金等給与事業 支援金支給事業	(公財)犯罪被害 救援基金	千代田区平河町2-3-6	03-5226-1020	月～金	9:30～18:00	奨学金等給与事業 主として被害者の収入により生計を維持していた子、孫、弟妹等が給与される奨学金。被害者の障害の程度や給与を受ける人の国籍・居住地など諸要件があります。  支援金支給事業 犯罪被害者等で現に著しく困窮しており、社会連帯扶助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められる方に支給される支援金。 加害者による賠償がなく、かつ、犯罪被害給付制度やその他の公的な救済制度または保険による補填がされないなど、特別な救済の対象とすべき理由があること。ほか諸要件あり。 申込は直接基金へ。
まごころ奨学金	日本財団 まごころ奨学金係		03-6229-5111	月～金	9:00～17:00	犯罪被害に遭った方の子供を対象とした給付型の奨学金
検察庁被害者ホットライン	東京地方検察庁		03-3592-7611	月～金	9:00～17:00	被害者参加制度(p13,p58)、損害賠償命令制度、被害回復給付金支給制度などの手続きに関する相談
被害者等通知制度 意見等聴取制度 心情等伝達制度	東京保護観察所		03-3597-0132	月～金	9:30～17:00	被害者通知制度(p13,p58)の申請は関東地方更生委員会では受けていません。加害者が刑務所等に入っているか、執行猶予や保護観察中かで申請先が異なります。総合案内は東京保護観察所へ。
	関東地方更生保護委員会		048-601-2132	月～金	9:30～17:15	
犯罪被害者支援ダイヤル	法テラス (日本司法支援センター)		0570-079714	月～金 土	9:00～21:00 9:00～17:00	被害者のための国選弁護制度、日弁連委託援助、民事法律扶助、被害者参加制度など(p13)
犯罪被害者支援センター	東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会		03-3581-6666	月～金	11:00～16:00	DV、ストーカーを含む犯罪一般についての電話相談。 マスコミへの対応、被害者参加制度、損害賠償命令制度など被害者支援全般に対応。(初回無料)。 必要であれば面接相談あり。

## 相談窓口一覧(警視庁その他)

### (3) 交通事故

受付時間等に「24時間」とされていないものは、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

交通事故は犯罪被害に含まれます。犯罪に関する相談は上記(2)犯罪被害者等支援の欄を参照してください。

名称	所管	所在地・場所	電話番号	受付時間等		相談内容
交通相談コーナー	警視庁		03-3593-0941	月～金	8:30～17:15	交通事故に関する総合相談・案内
交通事故相談	東京都交通事故相談所	東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎3階南側 生活文化局広報公聴部都民の声課	03-5320-7733	月～金	9:00～17:00	損害賠償問題、示談、保険の手続きなど専門相談員による相談。来庁は電話をしてから。
そんぼADRセンター東京	日本損害保険協会	千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階	0570-022808 03-4332-5241	月～金	9:15～17:00	交通事故、その他損害保険に関する相談。損害保険会社とのトラブルにおける苦情受付や紛争解決の支援。
日弁連交通事故相談センター	霞が関相談所	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03-3581-1770 (電話相談) 03-3581-1782 (面接予約)	月～金	10:00～15:30 12:30～13:00を除く	交通事故に関する相談。霞が関は面接相談(予約制・当日受付あり)のほか電話相談や示談あつせんあり。
				月～金	9:30～17:00 12:00～13:00を除く	
	新宿相談所	新宿区新宿3-1-22	03-5312-5850	月～金	9:30～16:30	新宿は面接相談のみ(電話予約制)
	本部		03-3581-4724	月～金	9:30～17:30 12:00～13:00を除く	本部は高次機能障害面接相談の予約
交通事故紛争処理センター	東京本部	新宿区西新宿2-3-1 新宿モリスビル25階	03-3346-1756	月～金	9:00～17:00	自動車事故の示談をめぐる紛争解決のための法律相談や和解あつ旋
自賠責保険・共済紛争処理機構			0120-159-700	月～金	9:00～17:00 12:00～13:00を除く	保険金・共済金の支払い基準、後遺障害の等級認定制度、調停(紛争処理)申請の手続きに関すること。
NASVA 交通事故被害者ホットライン	自動車事故対策機構 (NASVA)		0570-000738 03-5909-2961	月～金	9:00～15:00	介護料の支給、生活資金の貸し付、療養施設の申込等の窓口を案内
交通遺児育英会	奨学課	千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3F	0120-521286 03-3556-0773	月～金	9:00～17:30 祝日、年末年始、5月2日(創立記念日)を除く	奨学金の貸与(無利子)所得要件、年齢制限等要件あり
交通遺児等育成基金		千代田区麹町4-5 海事センタービル7階	0120-16-3611 03-5212-4511	月～金	9:00～17:00	拠出金を払い込み、基金に加入することで、育成給付金が受けられる制度。基金への加入、給付金の受取に関する相談
自賠責保険ポータルサイト (政府保証事業)	国土交通省	国土交通省自賠責保険ポータルサイト「損害賠償をけるときは？」の損害保険会社窓口参照 <a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html</a>				自賠責保険(共済)の対象とならない「ひき逃げ事故」や「無保険(共済)事故」にあわれた被害者に対し、健康保険や労災保険等の他の社会保険の給付や本来の損害賠償責任者の支払いによってもなお被害者に損害が残る場合に、最終的な救済措置として法定限度額の範囲内で政府がその損害を補てんする制度。



## 相談窓口一覧(警視庁その他)

### (3) 人権関係

受付時間等に「24時間」とされていないものは、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

名称	所管	所在地・場所	電話番号	受付時間等		相談内容
人権常設相談所 (みんなの人権110番)	東京法務局	千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 東京法務局人権擁護部内	0570-003-110	月～金	8:30～17:15	高齢者、障害者ほか、人権全般
インターネット人権相談受付窓口	東京法務局		<a href="http://www.moj.go.jp/JI/NKEN/jinken113.html">http://www.moj.go.jp/JI/NKEN/jinken113.html</a>		24時間	人権相談をインターネットで受け付けます。回答は後日になる場合もあります。
外国人のための人権相談	東京法務局	千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 東京法務局人権擁護部内	0570-090911	月～金	9:00～17:00	外国人の人権に関する相談。 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語
人権プラザ(一般相談)	東京都人権プラザ (東京都人権啓発センター)	港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階	03-6722-0124 03-6722-0125	月～金	9:30～17:30	人権に関する一般相談。
人権プラザ(法律相談)			03-6722-0124	月～金	9:30～17:30	弁護士による人権相談の予約受付。面談は火曜日(第4火曜日、祝日、年末年始を除く)
人権プラザ(電話相談)			03-6722-0126	第4火曜日	13:00～16:00	15分以内の電話相談。
放送倫理・番組向上機構(BPO)		千代田区紀尾井町1-1 千代田放送会館 BPO視聴者対応係宛	03-5212-7333	月～金	10:00～12:00 13:00～17:00	放送番組に関する意見を受けるが、原則回答はなし。
雑誌人権ボックス	日本雑誌協会	千代田区神田駿河台1-7 日本雑誌協会雑誌人権ボックス宛	(fax)03-3291-1220			記事上の人権問題に関わる当事者や直接の利害関係人からの異議・苦情の申し立て。 電話による受付は無し。
よりそいホットライン	社会的包摂サポートセンター		0120-279-338			外国人、性暴力被害者、LGBTの方、被災者など、どなたからの相談も受付。



## 相談窓口一覧(警視庁その他)

### (4) DV、家庭、性的マイノリティ相談等

受付時間等に「毎日」「24時間」とされていないものは、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

名称	所管	所在地・場所	電話番号	受付時間等		相談内容
配偶者暴力(DV) 交際相手暴力(デートDV)	東京ウィメンズプラザ	東京都渋谷区神宮前5-53-67	03-5467-2455	毎日(年末 年始を除く)	9:00～21:00	配偶者暴力、交際相手からの暴力、夫婦や親子の問題、生き方人間関係など、様々な内容の相談を受け付けています。 必要に応じて、予約制で法律相談や精神科医による面接相談も受けて受けています。
男性のための悩み相談	東京ウィメンズプラザ	東京都渋谷区神宮前5-53-67	03-3400-5313	月・水 (電話相談) 水 (面接相談)	17:00～20:00 19:00～20:00	夫婦や親子の問題、生き方、職場の人間関係、セクシュアルハラスメントやDV、デートDVなどの問題に男性相談専門の相談員が対応します。面接相談は要予約。
配偶者暴力などの相談	東京都女性相談センター	新宿区西新宿2-8-1	03-5261-3110	月～金	9:00～20:00	主に女性からの相談全般。配偶者暴力などで緊急の保護や自立のために支援が必要な方の相談も受け付けています。
女性の人権ホットライン	東京法務局	千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 東京法務局人権擁護部内	0570-070-810直通	月～金	8:30～17:15	配偶者やパートナーからの暴力(DV)、職場等におけるハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談
SARC東京 24時間ホットライン	NPO法人 性暴力救援センター東京		03-5607-0799		24時間	電話相談のほか、性暴力を受けた方に産婦人科の紹介や弁護士・精神科などの専門家の紹介をします。
セクシュアル・マイノリティ 電話法律相談	東京弁護士会	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	03-3581-5515	第2・4木曜日 (祝祭日の 場合は翌金 曜日)	17:00～19:00	性的マイノリティの方の戸籍や相続など法律問題の相談を弁護士が受けます。電話相談は通話料以外無料。

## 相談窓口一覧(警視庁その他)

### (5) 子ども

受付時間等に「24時間」とされていないものは、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

名称	所管	所在地・場所	電話番号	受付時間等	相談内容
東京都児童相談センター	東京都福祉保健局	新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター内	03-5937-2311	月～金 9:00～17:00	子どもの虐待、発達の遅れ、非行、親の病気などで子供が家庭で生活できなくなった時など、子ども関係全般の相談。 虐待で通報を急ぐときは下記ダイヤル189へ電話すると最寄りの児童相談所に繋がります。
児童相談所全国共通ダイヤル	東京都福祉保健局		189	24時間	虐待の通報のほか、子育ての悩みについての相談。
よいこに電話相談	東京都福祉保健局		03-3366-4152	月～金 土・日・祝休日 (年末年始を除く) 9:00～21:00 9:00～17:00	子育ての悩み・不安・虐待の相談。 学校に行きたくないなど、子どもからの相談も受付。
教育相談一般	東京都教育相談センター	新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター内	03-3360-8008	月～金 土・日・祝 9:00～21:00 9:00～17:00	不登校や発達など、幼児、児童、生徒に関する教育相談
東京都いじめ相談ホットライン	東京都教育相談センター	新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター内	0120-53-8288	24時間	いじめに悩む児童・生徒や保護者からいじめに関する相談
子どもの人権110番	東京法務局	千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 東京法務局人権擁護部内	0120-007-110	月～金 8:30～17:15	いじめ、虐待など子どもの人権についての相談 子どもの人権SOSミニレターを希望の方もこちらへ

### (6) 高齢者・障害者

受付時間等に「24時間」とされていないものは、祝休日、年末年始は休みです。事前予約は、事前に電話で予約をしてください。

名称	所管	所在地・場所	電話番号	受付時間等	相談内容
高齢者の仕事の相談・紹介	練馬区シルバー人材センター	練馬区豊玉北5-29-8 練馬センタービル5階	03-3993-7168	月～金 8:30～17:15	清掃や除草、軽作業などの仕事を紹介します。会員資格は、健康で働く意欲のある方(おおむね60歳以上)
障害者の就労・就職相談	練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク) 平成30年4月より練馬区社会福祉協議会と統合予定		3948-6501	月～金・第3土曜 予約制 8:30～17:15	障害のある人への就職相談、助言
東京障害者職業センター	高齢・障害・求職者雇用支援機構	台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3F	03-6673-3938	月～金 予約制 8:45～17:00	ハローワークと連携して、障害のある方の就職や職業定着、職場復帰を支援する。 職業紹介のみ希望の方はハローワークへ。
ほっとサポートねりま	練馬区社会福祉協議会	練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階	03-5912-4022	月～金 8:30～17:15	財産保全サービス 手続き代行サービス 成年後見人制度などの相談
高齢者被害110番	東京都消費生活総合センター	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階	03-3235-3366	月～土 9:00～17:00	販売方法、契約内容、品質のトラブルなど消費生活に関する相談。 高齢者被害110番は高齢者ご本人・ご家族からの相談。 高齢消費者見守りホットラインは介護事業者など高齢者の身近にいる方からの相談。
高齢消費者見守りホットライン			03-3235-1334		

# 犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日)

(法律第百六十一号)

第百六十一回臨時国会

第二次小泉内閣

改正 平成二六年六月二五日法律第七九号

同二七年九月一日同第六六号

犯罪被害者等基本法をここに公布する。

## 犯罪被害者等基本法

### 目次

前文

第一章 総則(第一条 第十条)

第二章 基本的施策(第十一条 第二十三条)

第三章 犯罪被害者等施策推進会議(第二十四条 第三十条)

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

- 3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進<sup>ちよく</sup>捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等

の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(平二六法七九・一部改正)

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 練馬区犯罪被害者等支援基本方針

練馬区は、理不尽に犯罪に遭ってしまった被害者の方々やその家族等の立場を十分に配慮して、その方々の人権を尊重し、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を守ります。そして、国や都および関係機関等と連携し、被害の状況に応じた支援を適切に実施できるように努めます。

また、犯罪被害者等の方々の多くが、二次的被害に苦しめられている現状を踏まえて、二次的被害を防止するための取組を進めます。

これらのために、区は、犯罪被害者等基本法に則した以下の基本方針を策定し、犯罪被害者等の状況に応じた支援を、総合的に推進します。

## 1 区は、組織の機能を活用して、犯罪被害者等への支援を推進します

- (1) 総務部人権・男女共同参画課を施策担当窓口として、庁内および関係機関等との連携によって、被害者等支援を総合的に推進します。
- (2) 多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに対応するために、区の組織は、どの窓口を起点としても適切な支援につながるように努めます。

## 2 区は、犯罪被害者等の状況に応じた支援と地域での防犯体制を強化します

- (1) 相談・情報提供、保健・福祉的支援、経済的支援など、区の様々な事業を活用して、犯罪被害者等の状況に応じた効果的な支援を推進します。
- (2) 地域での防犯体制を強化し、犯罪を抑止することは、犯罪被害者等への精神的な支援の一つであるとの認識のもとに、安全安心のまちづくりの取組を推進します。

## 3 区の組織間および警察等関係機関等と連携し、犯罪被害者等への支援体制を強化します

- (1) 区の組織間および警察等関係機関等との情報交換の場として、練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議を設置し、支援の充実に努めます。



(2) 国や都、警察、民間被害者支援団体等と連携し、支援がより適切にきめ細かく柔軟に行えるように努めます。

**4 区は、周囲からの配慮のない対応や中傷などがもたらす二次的被害を防止する取組を進めます**

(1) 区で働く全ての職員は、犯罪被害者等の心情に配慮した適切な対応に努めます。

(2) 区は、犯罪被害者等の立場や支援の必要性等について区民の理解を深めるための啓発や教育を推進します。

平成 21 年 3 月

(設置)

第1条 練馬区における犯罪被害者等の支援施策を、関係機関と連携し総合的に推進するために、練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会議は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の規定に基づき、練馬区と関係機関とが相互に協力し緊密な関係を図ることにより、犯罪被害者等への適切な支援実施と二次的被害防止対策を効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 連絡会議はつぎに掲げる事項を所掌する。

犯罪被害者等支援に関する総合的調整および施策の推進に関すること。

犯罪被害者等支援に関する情報収集および交換に関すること。

その他犯罪被害者等支援に関して必要な事項に関すること。

2 前項第2号の犯罪被害者等支援に関する情報収集に当たっては、練馬区の各組織に対して犯罪被害者等支援の実施状況について報告調査を実施するものとする。

3 連絡会議での検討に当たっては、犯罪被害者等支援に実績と手法の蓄積がある民間支援団体等の意見および助言を聴くものとする。

(構成)

第4条 連絡会議は、別表に掲げる委員および民間支援団体等をもって構成する。

(連絡会議)

第5条 会長は、連絡会議を招集し、これを主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、他の関係者の出席を求め、発言させることができる。

(検討部会)

第7条 連絡会議に必要な応じて検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、連絡会議から付議された事項について調査・検討する。

3 検討部会に検討部会長を置き、練馬区総務部人権・男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。

4 検討部会は、連絡会議に属する関係組織および検討部会長が別に指定した組織に属する者をもって構成する。

5 検討部会長は、検討部会を招集し、運営し、および、検討部会の経過または結果を連絡会議に報告する。

6 検討部会長は、必要があると認めるときは、他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 検討部会は、連絡会議に属する関係組織および会長が別に指定した機関に属する者をもって構成する。

(庶務)

第8条 連絡会議に関する庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年1月4日21練総人第487号)

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

付 則(平成23年10月27日23練総人第331号)

この要綱は、平成23年10月27日から施行する。

付 則(平成24年11月1日24練総人第279号)

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

付 則(平成27年8月21日27練総人第262号)

この要綱は、平成27年8月21日から施行する。

別表（第4条関係）

会長	練馬区総務部長
副会長	練馬区総務部人権・男女共同参画課長
委員	練馬区区長室広聴広報課長
〃	練馬区危機管理室危機管理課長
〃	練馬区総務部情報公開課長
〃	練馬区産業経済部経済課長
〃	練馬区福祉部管理課長
〃	練馬区福祉部総合福祉事務所の代表所長
〃	練馬区健康部保健予防課長
〃	練馬区都市整備部住宅課長
〃	練馬区土木部交通安全課長
〃	練馬区教育委員会事務局教育振興部教育総務課長
〃	練馬区教育委員会事務局教育振興部教育指導課長
〃	練馬区教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課長
〃	警視庁練馬警察署警務課長
〃	警視庁光が丘警察署警務課長
〃	警視庁石神井警察署警務課長
民間支援 団体等	公益社団法人 被害者支援都民センター 相談支援室長

## 練馬区個人情報保護条例第 16 条と外部提供記録票

### 目的外利用および外部提供の制限について

第 16 条 実施機関は、本人の同意を得た場合、第 10 条第 1 項の規定により登録された同項第 2 号に規定する業務の目的の範囲を超えて当該登録に係る管理個人情報(管理特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用すること(以下「目的外利用」という。)ができる。

2 実施機関は、本人の同意を得た場合、収集した管理個人情報を区の機関以外のものに提供すること(以下「外部提供」という。)ができる。

3 前 2 項に定める場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当するときは、本人の同意を得ないで目的外利用または外部提供をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 出版、報道等により当該管理個人情報の内容が公にされているとき。

(3) 人の生命、身体、健康または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 専ら統計の作成のために利用し、または提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益または区民福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、前項の規定により目的外利用または外部提供をするときは、本人および第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

5 実施機関は、第 3 項により目的外利用または外部提供したときは、遅滞なくその旨を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、第 3 項第 3 号または第 5 号の規定により目的外利用または外部提供をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 実施機関は、第 1 項から第 3 項までの規定により目的外利用または外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。

8 実施機関は、外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、外部提供をしようとする管理個人情報の使用目的もしくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、またはその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めなければならない。

第4号様式(第9条関係)

外部提供記録票

業務登録番号						
所管課名						
業務の名称						
外部提供先の住所および名称						
外部提供先の利用目的						
外部提供の期日	年 月 日					
外部提供する管理個人情報記録の種別	戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) 経済活動(収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) 心身健康(健康状態、病歴、障害など) 生活状況(家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) 知識能力(各種試験成績、勤務成績、学業成績など) 思想信条(支持政党、宗教、主義・主張など)					
外部提供の根拠	本人の同意 法令等に定めがある(根拠法令等 ) 出版、報道等により公にされている 緊急かつやむをえないと認められる 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない 審議会事項( 年 月 日 諮問第 号) 審議会事前一括承認基準( )					
外部提供の条件	申請目的以外の使用禁止 保管方法および保護措置に関する事項 その他( )					
外部提供の形態	閲覧・転記 文書 図画 フィルム 磁気ディスク等 電算結合 その他( )					
個人情報保護管理責任者						

「被害相談カード」		
概 要	被害発生日	年 月 日
	被害の内容	
	被害当事者との関係	被害当事者 家族・遺族 その他 ( )
	被害発生場所	自宅 職場 学校 その他 ( )
その他、被害について、お話ししたいことがあればご自由にお書きください。		

.....タニオリ.....

相 談 内 容	総合的に相談したい		
	医療相談	精神的ケア	就職相談
	住居相談	経済的支援	子育て相談
	福祉相談	その他	
	相談にあたって配慮してほしいことなどがあればお書きください。		

お差し支えない範囲でご記入ください。  
記入いただいた情報は、相談時に担当職員が確認する目的のみに使用いたします。この用紙は提出する必要はありません。

「被害相談カード」		
概 要	被害発生日	年 月 日
	被害の内容	
	被害当事者との関係	被害当事者 家族・遺族 その他 ( )
	被害発生場所	自宅 職場 学校 その他 ( )
その他、被害について、お話ししたいことがあればご自由にお書きください。		

.....タニオリ.....

相 談 内 容	総合的に相談したい		
	医療相談	精神的ケア	就職相談
	住居相談	経済的支援	子育て相談
	福祉相談	その他	
	相談にあたって配慮してほしいことなどがあればお書きください。		

お差し支えない範囲でご記入ください。  
記入いただいた情報は、相談時に担当職員が確認する目的のみに使用いたします。この用紙は提出する必要はありません。

犯都民センタ  
ーに情報提供す  
る以上は、本人  
同意は必ず必要

(様式2)

犯罪被害者等相談報告書			
報告課	部 課 係		
	記入者		電話
対応日	年 月 日		
犯罪の種類	殺人、傷害 性暴力 その他( )	放火 盗難	交通事故 詐欺等 不詳
相談の内容	総合的に相談したい 住居 子育て 損害賠償等の法律相談 奨学金や貸付金など その他( )	医療 精神的ケア 介護 家庭内のこと 就職や仕事のこと 生活保護 マスコミ対応 ) 不詳	
相談者の立場	被害者	家族・遺族	その他
相談者の性別・年齢	性別( )		年齢( 歳)
対応結果	所管事業を説明した、または実施した(実施予定も含む) 実施した事業等( ) 他の部署の事業を紹介し、案内した 医療機関を紹介した 関係機関を紹介した 紹介先( ) 相談を継続する 相談者の要望に添えなかった その他( )		

氏名、住所など個人が特定される情報は記入しないでください。

報告課で決定後、人権・男女共同参画課までグループウェアメール、または交換便でお送りください。

課長	係長	係員	受付 月 日	人権・男女共同参画課 処理欄	課長	係長	係員	報告課処理欄 受付 月 日
			決定 月 日					決定 月 日

(



犯都民センターに情報提供する以上は、本人同意は必ず必要

被害者支援都民センターへの情報提供書 兼 同意確認書 (様式3)

支援を希望する被害者等の氏名等	ふりがな 氏名： _____ 生年月日 _____ 年齢 _____ 性別 ( )
	連絡先：電話 ( ) 住所： _____ メールアドレス等
窓口に来た人	被害当事者 家族・遺族(続柄 _____) その他(氏名 _____ 本人との関係 ( ) )
犯罪被害の概要 犯罪被害者等からの申告をもとに記載する	被害発生日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 担当警察署： _____
	被害発生場所： 自宅 学校 職場 その他 ( _____ )
	被害の種類： 殺人 傷害 交通事件 性暴力 その他 ( _____ )
心身の状態	通院歴： あり なし
	通院状況： 通院中 中断 治癒 後遺障害： あり なし 具体的状況(傷害や後遺障害の程度)： _____
犯罪被害者等の希望する支援	
これまで受けた支援内容等	あり なし
	相談日： _____ 年 _____ 月 _____ 相談機関・団体名： _____ 受けた支援の概要： _____
都民センターの担当等	被害者支援都民センター 担当： _____ 電話： 03 - 5287 - 3336
情報提供についての同意確認欄	犯罪被害の支援に関する情報を上記紹介先および人権・男女共同参画課に提供することに同意します。 また、都民センターから区が支援の結果について情報提供を受けることに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (相談者から署名または「同意する」等、直筆で記入してもらう)
電話等相談の場合	上記情報を(社)被害者支援都民センターに提供することに 相談者氏名( _____ )電話番号( _____ )から _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分同意を得た。
情報提供年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
担当部署 連絡先	部 _____ 課 _____ 係 _____ 内線： _____ 作成者： _____

課長	係長	係員	受付 月 日	人権・男女共同参画課 処理欄	課長	係長	係員	報告課処理欄 受付 月 日
			決定 月 日					決定 月 日

この用紙は人権・男女共同参画課において保存年限3年で保管します。